

独立行政法人農畜産業振興機構の  
平成19年度に係る業務の実績に  
関する評価結果

農林水産省独立行政法人評価委員会  
農業分科会

# 業務実績の総合評価

総合評価：A

## 1. 評価に至った理由

### (1) 評価の手法

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から提出された自己評価シート及び補足資料に基づく業務実績の内容聴取をもとに、機構の中期計画項目について、あらかじめ定められた評価基準等に基づくとともに、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会における研究会報告書（平成16年6月30日。以下「報告書」という。）を活用するとともに、監事による監査が独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえて実施されており、監事監査の内容についても参考に評価を行った。

### (2) 評価実施の過程

評価の実施に当たっては、委員が協議の上、まず中期計画の最小項目を単位として、a、b、cの3段階の評価を行い、a評価の中で特に優れた成果が得られたことが客観的で、かつ、明確なデータによって対外的に説明が可能なものについては、s評価を行い、更にこれらの評価結果を積み上げて中項目の評価を行った。その結果、中期計画に掲げられた各項目の評価結果は、小項目では146項目全てがa評価、業務の実施に至らなかったことにより評価対象外となった項目は指定食肉の買入れ業務等6項目であった。

中項目では19項目中19項目がA評価、中期計画において予定されていないこと又は業務の実施に至らなかったこと等により評価対象外となった項目は2項目であった。また、地方組織の見直しや人件費削減への取組等の当該評価を行うに至った経緯、業務実績のうち特に優れた実績をあげた内容等について業務運営に対する主な意見等として整理した。

大項目の評価は、(1)の手法により、中項目の評価結果の積み上げ結果（3段階評価）を踏まえつつ、業務運営に対する主な意見等を勘案して行った結果、5項目中5項目が中期計画は達成された（A）。また、中期計画において予定されていないこと又は業務の実施に至らなかったことにより評価対象外となった項目は2項目であった。

### (3) 総合評価結果

(1)の手法により、中期計画の中項目の積み上げ結果（3段階評価）を踏まえつつ、業務運営に対する主な意見等、監事監査の結果等を勘案して評価を行った。

この結果、平成19年度の業務は、中期計画が達成されている（A）。

## 2. 業務運営に対する主な意見等

### [1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置] について

#### ① 「事業費の削減・効率化」については、平成14年度に比べ平成19年度実績で58%と、中期目標に照らし、十分に削減されている。

削減の主たる要因は、BSE発生後急落した肉用子牛の販売価格が堅調に推移したことによる肉用子牛生産者補給金交付の減少や国内産糖交付金交付の減少等である。このような価格安定・価格調整に係る事業費の削減については、制度の特性から発生したものと認識する必要がある。

一方、補助事業・情報収集提供事業に係る事業費についても、平成14年度に比べ平成19年度実績で59%と補助事業の見直し等を通じて十分に削減されている。

#### ② 「業務運営の効率化」については、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、事務室の賃貸借契約等真にやむを得ないものを除き一般競争入札等へ移行するなど随意契約の積極的な見直しをはじめ、一般管理費（退職手当を除く。）を平成14年度に比べ平成19年度実績で20%抑制し、中期目標に照らし、十分に抑制されている。

入札・契約の実施については、平成15年10月に策定した「独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則」を必要に応じて見直しを行うとともに、適正な実施に向けたチェック体制が整備されている。また、監事監査において「契約の状況」に係る監査が行われ、監事監査報告書においても、平成18年4月に随意契約等審査委員会を設置する等、従前から随意契約の適正化に努めてきており、契約の適正化に向け随意契約の割合（契約金額比）が着実に改善されているとの報告がなされている。今後は一般競争及び企画競争に付した契約案件について、競争によるメリットがより一層享受できるよう、入札の方法の改善等、さらに工夫を行うことを期待する。

「人件費の削減」については、人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改訂部分を除く。）を平成17年度に比べ、平成19年度実績で4.5%削減し、十分に削減されている。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成17年12月1日から人件費改革として取り組んでいる「給与構造の見直し」を着実に推進しているほか、平成19年度からは、新たな人事管理制度として、管理職ポストオフ制度、管理職への昇格抑制、昇級幅の抑制、業務専門職等を導入し、一層の人件費削減に取り組んだ。

なお、平成19年度の地域・学歴別のラスパイレス指数は、昨年の114.1から111.9へと2.2ポイント低下し、人件費の削減に積極的に取り組んでいる。

#### ③ 「業務運営能力等の向上」については、平成15年度に策定した「業務運営能力開発向上基本計画」に基づき策定した年度当初計画に加え、必要に応じて追加して研修等を実施している。その実績については、修了証や報告書の提出を受け参加者の習得度の把握にも努めている。

#### ④ 「機能的で効率的な組織体制の整備」については、新たな砂糖・でん粉制度を円滑に実施するために、平成19年4月に特産関係部の組織を見直し、特産業務第1部及び第2部に再編するとともに、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月

24日閣議決定)等を踏まえて、平成20年1月に地方事務所及び出張所を10から3に再編合理化した。また、畜産業振興事業における公募制導入を円滑かつ適切に実施するため、畜産業振興事業公募プロジェクトチームを平成19年12月に設置し、公募手続き等に関する検討を実施したほか、平成19年9月に広報プロジェクトチームを設置し、機構の広報全般について検証、対応策等を検討するなど、農畜産業をめぐる情勢の変化等に的確に対応している。

〔2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置〕について

- ① 「指定乳製品等の輸入」については、国が機構に通知した全量について輸入契約の締結を行うとともに、その輸入・売買を適切に実施した他、平成20年度分の輸入入札を前倒しで実施（バター4,000トン（生乳換算49,360トン））し、需給状況に適切に対応している。
- ② 「野菜関係業務」については、加工・業務用需要への対応を促進する観点から、全国規模の生産者と実需者との交流会等を開催するなど積極的に取り組んでいる。
- ③ 「情報収集提供業務」については、海外駐在員を通じての情報収集活動の強化と情報検討委員会での検討結果等を踏まえた国内外の多様な情報収集活動を行うことにより、現地調査や情報収集を基に農政の課題に対応した最新の情報提供を行っている。これらの情報については、農政の課題に対応した情報提供を行い、その内容に対して外部機関等からの反響が多くあり、また、外部情報誌等にも多数引用されている。さらに、外部の者を対象とした調査報告会等を開催するなど、国内外の重要情報の提供に取り組んでいる。
- ④ 「消費者への情報提供」については、広報推進委員会を設置し、消費者を対象とするホームページ等についてのアンケート調査結果等を踏まえ、消費者コーナーのレイアウトをリニューアルする等ホームページを改善するなど、情報開示を含めた消費者への情報提供に積極的に取り組んでいる。  
ホームページへのアクセス件数は、コンテンツの充実を行ったこと等により平成19年度においては519.4万件と目標値の140万件に対し、371%の達成率であり、前年度実績の433.6万件から19.8%増加している。

〔3 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画〕について

- ① 「事務費及び一般管理費の削減に係る取組」については、〔1 業務運営の効率化に関する目標達成するために取るべき措置〕の①及び②を参照。
- ② 「余裕金の効率的な運用状況」については、資金管理運用基準に基づき、安全性に十分留意しつつ、効率的な運用を行っている。  
具体的には、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施している。また、資本金、事業資金の一部等については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施し、効率的な運用を図っている。
- ③ 旧法人が実施していた債務保証業務に係る破産更生債権等については、機構発足時に承継し同額の貸倒引当金を計上しているが、再生債権の弁済計画に基づき求償権の回収等に努めている。
- ④ 関連法人等に対する出資は、旧法人から承継したものであり、独立行政法人化以降は、新たな出資は行われていない。関連法人等への出資金は、その目的、必要性等が検討された結果、財務諸表及び付属明細書においても引き続き適切に管理されている。なお、関連会社（21社）及び関連公益法人等（6財団）と当機構の間には契約に係る取引はない。

〔4 短期借入金の限度額〕について

- (1) 「運営費交付金の受入の遅延による借入」はなかった。
- (2) 「国産糖価格調整事業の国内産糖交付金の支払資金の不足となる場合における短期借入金」については、期中における短期借入金は限度額（650億円）の範囲内であった。  
平成19年度は、期首短期借入金残高32,865百万円と期中の国内産糖交付金の支払不足額に充てるための借入金28,925百万円が生じているが、このうち、38,222百万円については調整金収入等により償還し、償還することができない23,568百万円については借換えを行っている。  
また、砂糖勘定における短期借入金の金利については、主要行による競争入札を実施した結果、19年度通算では0.714%（参考：短期プライムレート1.875%）の借入利率を実現している。  
砂糖勘定においては、繰越欠損金が発生しているが、国内産糖価格調整事業を適切に運営した結果、発生した調整金の収支差である。機構は、短期借入金の金利について入札を実施し、金利負担の軽減を図るなど、繰越欠損金の縮減に向け努力している。
- (3) 「でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金」については、期中における短期借入金は限度額（120億円）の範囲内であった。  
平成19年度は、期中における交付金の支払不足額に充てるための借入金3,146百万円が生じている。このうち、2,418百万円について調整金収入等により償還し、償還することができない728百万円については借換えを行っている。
- (4) 「生糸売買事業における短期借入金」については、期中における短期借入金は限度額（151億円）の範囲内であった。

平成19年度は、損失補てん交付金及び出資金の充当により、平成18年度末の短期借入金59億円を全額償還している。

〔5 剰余金の使途〕について

平成19年度は、中期計画に定める剰余金が生じていないことから評価を行わなかった。

なお、一部勘定で利益剰余金が発生しているが、その発生要因等から使途が限定されるなど、独立行政法人会計基準等に定められている目的積立金として申請することができる基準である「国からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であり、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること」等に該当しないことから、目的積立金を申請していない。

〔6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画〕について

平成19年度は計画がなかったため、評価を行わなかった。

なお、機構が保有する施設は、職員の宿舎だけであるが、その利用状況についても整理されており、有効に利用されている。

〔7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項〕について

「職員の人事に関する計画」については、砂糖・でん粉に係る制度改革に適切に対応するため、本部組織を見直すとともに、鹿児島事務所を設置し、5事務所及び3出張所を廃止した。こうした組織変更に対応した職員の適正な配置を行うとともに、勘定間異動の推進等により、業務の内容や業務量に応じて、適材適所の観点から、職員の適正配置等が行われている。

人件費の削減については、具体的な目標を設定し、平成17年12月から実施している「給与構造の見直し」を着実に遂行するほか、平成19年度からは、新たな人事管理制度として、管理職ポストオフ制度、管理職への昇格抑制、昇級幅の抑制、業務専門職等を導入し、一層の人件費削減に取り組んだこと等により、人件費総額は見込みの2,213百万円に対して、2,085百万円と抑制されている。また、期末の常勤職員数については計画どおり217人であった。

評価項目（大項目）	評価
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	A
第4 短期借入金の限度額	A
第5 剰余金の使途	—
第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A

評価単位ごとの評価シート（総括表）

評価項目（評価単位）	評価
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 事業費の削減・効率化</li> <li>2 業務運営の効率化による経費の抑制</li> <li>3 業務執行の改善</li> <li>4 業務運営能力等の向上</li> <li>5 機能的で効率的な組織体制の整備</li> <li>6 補助事業の効率化等</li> </ul>	A A A A A A
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 畜産関係業務</li> <li>2 野菜関係業務</li> <li>3 砂糖関係業務</li> <li>4 でん粉関係業務</li> <li>5 蚕糸関係業務</li> <li>6 情報収集提供業務</li> </ul>	A A A A A A
第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み（支出の削減についての具体的方針及び実績等）</li> <li>2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）</li> <li>3 余裕金の効率的な運用状況（余裕金の性格からみた資金の運用形態、資金管理）</li> </ul>	A A A
第4 短期借入金の限度額 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金</li> <li>2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金</li> <li>3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金</li> <li>4 生糸売買事業における短期借入金</li> </ul>	A — A A A
第5 剰余金の使途 <p>剰余金による成果 （剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果）</p>	— —
第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 施設及び設備に関する計画</li> <li>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</li> </ul>	A — A

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-1 事業費の削減・効率化</p>	<p>○ 事業費の削減・効率化 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点=2点 評価bの指標数：0×1点=0点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計 2点 (2/2=100%)</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 事業費については、補助事業の効率化等を通じ、中期目標の期間中に、平成14年度（BSE関連の補助事業を除く。）の9割以下の水準に抑制する。この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p> <p>【年度計画】 事業費については、補助事業の効率化等を通じ、平成14年度（BSE関連の補助事業を除く。）の9割以下の水準に抑制する。この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>○ 1 【業務実績報告書の記述】 平成19年度の事業費（BSE関連の補助事業等を除く。）については、平成14年度（同）の58%に抑制した。</p>	<p>a</p>



	<p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約によることのできる場合を定める要件について、国の基準との整合性を図るために契約事務細則を改正したほか、機構が締結した契約（少額随意契約を除く）について定期的に機構ホームページにおいて公表した。また、これまで随意契約であったものについて、随意契約等審査委員会に諮った上で事務室の賃貸借契約、都道府県への委託費等真にやむを得ないものを除き一般競争入札等へ移行した。</p> <p>契約の適正化に向け、契約全体（少額のものを除く。）に占める随意契約の割合（契約金額比）は、平成17事業年度20.8%、平成18事業年度11.7%、平成19事業年度5.0%と着実に改善されている。</p>	
<p><b>【中期計画】</b></p> <p>(2) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降5年間に於いて人件費について5%以上の削減（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）を行う。なお、平成18年度以降2年間に少なくとも人件費の2%を削減する。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成17年12月1日から人件費改革として取り組んでいる「東京に勤務する国家公務員の給与水準を下回る水準を目標とした給与構造の見直し」を着実に推進する。</p> <p><b>【年度計画】</b></p> <p>(2) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について、平成17年度比で少なくとも2%を削減する。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成17年12月1日から人件費改革として取り組んでいる「東京に勤務する国家公務員の給与水準を下回る水準を目標とした給与構造の見直し」を着実に推進する。</p>	<p>◇ (2) 人件費の削減</p> <p>① 当該年度に計画した具体的な削減額と実績との対比</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b></p> <p>「人件費の削減」については、平成17年12月1日から人件費改革として給与水準及び管理職手当の引下げ、国が導入している地域手当の不採用等の「給与構造の見直し」を着実に実施するとともに、新たな人事管理制度として、平成19年度から昇給幅の抑制等、平成20年度から管理職ポストオフ制度、管理職への昇格抑制、業務専門職等を導入し、一層の人件費の削減に取り組んだ。</p> <p>このことから、人件費（退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、平成17年度比で、平成19年度実績は4.5%削減した。</p> <p>また、地域別・学歴別のラスパイレス指数（対国家公務員給与指数）は、平成16年度116.4から平成19年度111.9と着実に低下してきた。</p> <p>② 給与構造の見直しの推進</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b></p> <p>19年度に、役員、総括調整役の報酬・給与の▲1.4%の削減、部長クラスの▲0.8%をはじめとした職員の本俸水準の引下げ、部長・課長級の職務手当の▲1.0%引下げ及び定額化を実施し、本俸、期末手当等の引上げを内容とする人事院勧告を不採用とした。</p>	<p>a</p> <p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
第1-3 業務執行の改善	○ 業務執行の改善 <b>【評価結果】</b> 指標の総数：9 評価aの指標数：9×2点＝18点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 18点（18/18＝100%）	A
<b>【中期計画】</b> (1) 独立行政法人評価委員会の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、機構自ら業務の点検・評価を行うとともに、外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。  <b>【年度計画】</b> (1) 業務全体の点検・評価 ① 業務の進行状況を四半期毎に点検・分析し、業務運営の的確な進行管理を図る。 ② 各四半期終了後を目途に、業務の進行状況についての自己評価を行う。 ③ 18年度の業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。 ④ 第三者機関による18年度の業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。	◇ (1) 業務全体の点検・評価 ① 内部評価部門の整備、第三者機関の設置 [15年度のみ] <b>【業務実績報告書の記述】</b> — ② 四半期ごとの点検・分析を通じた、業務運営の的確な進行管理 <b>【業務実績報告書の記述】</b> 年度計画を具体化するための「具体化推進シート(工程表)」を年度初めに策定し、業務を計画的・効率的に実施した。 また、四半期ごとに実施した理事長ヒアリングの際に工程表の内容と実績を比較することにより、業務の進行状況の点検・分析を通じた業務運営の進行管理を行った。 ③ 第三者機関による点検・評価のための、各四半期終了後を目途にした業務の進行状況の自己評価 <b>【業務実績報告書の記述】</b> 四半期ごとの工程表に基づく理事長ヒアリングの際に、業務の進行状況の自己評価も併せて実施した。 ④ 第三者機関による業務の点検・評価の実施 <b>【業務実績報告書の記述】</b> 平成19年6月21日に、「平成18年度業務実績について」等を議題とする第5回機構評価委員会を開催し、業務実績に関する評価等について審議を行った。 ⑤ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映 <b>【業務実績報告書の記述】</b> 委員会の終了後、議事録を確認しつつ、業務運営に反映が必要な事項について検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において業務運営への反映を行った。	—  a       a   a
<b>【中期計画】</b> (2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家等から成る第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。  <b>【年度計画】</b> (2) 補助事業の審査・評価 ① 19年度事業について、進行管理を的確に行う。 ② 18年度事業の達成状況等につい	◇ (2) 補助事業の審査・評価 ① 業務執行規程の整備 [15年度のみ] — ② 第三者機関の設置 [15年度のみ] — ③ 進行管理の的確な実施 <b>【業務実績報告書の記述】</b> 四半期ごとの点検・評価に係る理事長ヒアリングの際に、補助事業実施各部における進行管理システムに基づく補助事業の進行管理の実施状況を確認した。 ④ 事業の達成状況等の自己評価 [16年度以降の指標]	—  —  a  a

<p>て、自己評価を行うとともに、15年度に設置した第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則に基づき、各事業の達成状況等について自己評価を行い、平成19年6月25日に開催した補助事業の第三者委員会に向けて、それらの結果の取りまとめを行った。</p> <p>⑤ 第三者機関による事業の審査・評価 [16年度以降の指標]</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成19年6月25日に第8回補助事業に関する第三者委員会を開催し、「平成18年度補助事業の実績等について（達成状況等）」、「平成19年度補助事業の実施状況について（審査状況等）」等を議題として審議を行った。</p> <p>また、計画にはなかったが、平成19年11月12日に第9回補助事業に関する第三者委員会を開催し、機構の整理合理化案に明記された畜産振興事業の事業実施主体の選定に係る公募制について意見を徴した。</p> <p>さらに、第10回の同委員会を平成20年3月26日に開催し、「施設整備事業の事後評価結果について（平成19年度事後評価分）」等を議題として審議を行った。</p> <p>⑥ 必要に応じた業務の見直し [16年度以降の指標]</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成19年3月27日に開催した第7回補助事業に関する第三者委員会及び平成19年6月25日に開催した第8回同委員会の結果を踏まえ、業務の見直しが必要な事項についての検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において必要な業務の見直しを行った。</p> <p>なお、平成20年3月26日に開催された第10回同委員会の結果については、委員からの指摘事項を整理した上で、20年度に対応していく予定である。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 業務運営を横断的に監査・監視する専任の内部監査体制を充実・強化するとともに、平成15年度末までに内部監査マニュアルを作成し、内部監査マニュアルに基づき業務の適正化を図る。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(3) 内部監査体制の充実・強化</p> <p>19年度の内部監査年度計画に基づく対象業務について、平成15年度に作成した内部監査マニュアルに基づき、内部監査を実施する。</p>	<p>◇ (3) 内部監査体制の充実・強化</p> <p>① 業務運営を監査する体制の充実・強化、内部監査マニュアルの作成 [15年度のみ]</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>—</p> <p>② 内部監査マニュアルに基づく内部監査の実施</p> <p>・ 19年度内部監査の実施</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>19年度の内部監査年度計画における次の i)～xi)の業務について、内部監査マニュアル等に基づき内部監査を実施し、それぞれ内部監査報告書に取りまとめ、理事長へ報告した。</p> <p>i) 総務課所掌業務(情報公開を除く。)</p> <p>ii) 人事課所掌業務</p> <p>iii) 畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供業務</p> <p>iv) 野菜の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供業務</p> <p>v) 砂糖及びその原料作物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供業務</p> <p>vi) 繭及び生糸の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供業務</p> <p>vii) 国際情報審査役の所掌に属する海外の情報の収集、整理及び提供業務</p> <p>viii) 企画評価課所掌業務</p> <p>ix) システム調整課所掌業務</p> <p>x) 広報消費者課所掌業務</p> <p>xi) 那覇事務所に係る業務</p> <p>・ 内部監査中期計画等の策定</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>内部監査規程及び内部監査マニュアルの見直しを行った上、内部監査中期計画</p>	<p>—</p> <p>a</p>

	<p>(平成20年度～24年度)及び内部監査年度計画(平成20年度)(平成20年3月26          付け19農畜機第4982号)を策定した。</p>	
<p>【中期計画】          (4) 組織の統合に伴う会計事務処理          の統一化を図るため、新たな会計シ          ステムの整備を行う。</p> <p>【年度計画】          —</p>	<p>◇ (4) 新たな会計システムの検討又は整備          【業務実績報告書の記述】          —</p>	<p>—</p>

評価項目	達成状況	評価
第1-4 業務運営能力等の向上	○ 業務運営能力等の向上 <b>【評価結果】</b> 指標の総数：9 評価aの指標数：9×2点＝18点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 18点 (18/18＝100%)	A
<b>【中期計画】</b> (1) 職員の事務処理能力の向上を図るため、以下のとおり、研修等を定期的かつ計画的に実施するとともに、職員の資質の向上に資する幅広い知識の導入を図る。 ① 生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術及び企業会計、情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得を図るための研修を行う。 ② 流通・小売段階での研修及び広報・情報提供技術の研修を行うとともに、職員と消費者との対話等を行う。 ③ オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）等を通じ、専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習を行うとともに、自己研鑽しやすい環境を整備する。 ④ 会計事務職員の専門的資質の向上を図るための研修を行う。  <b>【年度計画】</b> (1) 職員の事務処理能力の向上を図るため、15年度に策定した「業務運営能力開発向上基本計画」に基づき研修等を実施する。 ① 適正な業務運営の確保に必要な中堅若手職員の意識改革を進めるための研修を行うとともに、生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術及び企業会計、情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得を図るための研修を合計3回行う。 ② 流通・小売段階での研修を行うとともに、消費者等に機構の業務を分かりやすく情報提供するための広報専門家による講習会やインストラクターによる研修等を合計4回行う。 ③ オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）を通じた専門知識、	◇ (1) 職員の事務処理能力の向上を図る ① 業務運営能力向上プログラムの策定 [15年度のみ] <b>【業務実績報告書の記述】</b> — ② 生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術、企業会計及び情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得 <b>【業務実績報告書の記述】</b> 中堅若手職員の意識改革を進めるため、 i) ハケ岳農畜産業研修を1回（19.9.3～7、3名、長野県）計画どおり実施するとともに、生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術の習得を図るため、 ii) 酪農研修を1回（19.10.29～11.1、3名、山形県） iii) 食肉研修を1回（19.11.27～28、4名、群馬県）実施した。 また、情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得を図るため、「ウィンドウズサーバ運用実践研修等」（19.11.29～30、1名、富士通ラーニングメディア、19.12.10～12、1名、NECラーニング）に職員を派遣した。 ③ 流通・小売段階での研修のための準備 [15年度のみ] <b>【業務実績報告書の記述】</b> — ④ 流通・小売段階での研修、広報・情報提供技術の研修、職員と消費者の対話等 <b>【業務実績報告書の記述】</b> 流通小売段階での研修（20.3.11～12、3名、（社）日本フードサービス協会・（株）リンガーハット富士小山工場）を行うとともに、広報研修（20.2.7～8、1名、（社）日本広報協会）、プレゼンテーション研修（11.20、1名、富士通エフ・オー・エル）及び情報提供技術研修Ⅱ（上級）に職員を派遣した。 ⑤ オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）等を通じた専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習のための研修 <b>【業務実績報告書の記述】</b> オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）を通じた専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習を行うため、OJT向上研修として、 ・「砂糖・でん粉の新制度に係る事務手続き等について」（19.4.11）、 ・「独立行政法人制度及び独立行政法人会計基準」（19.9.14）、 ・「谷亮子は井上康生に勝てるか（我が国の食料供給を巡るCDE包囲網）」（19.12.18）、 ・「遺伝子組換えについて」（20.3.4） について、機構役職員を講師とし、実体験を通じた内容について質疑応答を含めた講義を合計4回行った。 ⑥ 自己研鑽しやすい環境の整備	— a — a a a

<p>高度事務処理技術等の伝達・実習を円滑に行うための研修を合計4回行うとともに、自己研鑽をしやすい環境を整備する。</p> <p>④ 会計事務職員の専門的資質の向上を図るための研修を合計3回行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>自己研鑽をし易い環境を整備するため、自主的研修制度を実施した。</p> <p>⑦ 会計事務職員の専門的資質の向上を図るための研修</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>会計事務職員の専門的資源の向上を図るため、</p> <p>i) 財務省会計研修(1910.3~11.6、2名、財務省会計センター)</p> <p>ii) 予算編成支援システム研修(10.16、1名、財務省会計センター)</p> <p>iii) 消費税中央セミナー(11.22、3名、全国間税会総連合会)</p> <p>の合計3回の研修に職員を派遣した。</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 国民の信頼を確保し、役職員の倫理、規範意識の啓発を図るため、以下の措置を講じる。</p> <p>① 役職員が遵守すべき行動の基準及び法人として積極的に果たすべき理念として、平成15年度末までに、行動憲章を策定するとともに、役職員への浸透を図る。</p> <p>② 有識者による講演会、有識者との意見交換会等(改革フォーラム)を計画的に開催する。</p> <p>③ トップの意識改革と役職員間の意思疎通を図る。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 国民の信頼を確保し、役職員の倫理、規範意識の啓発を図るため、以下の措置を講じる。</p> <p>① 規範意識研修会を開催する。</p> <p>② 有識者による講演会、有識者との意見交換会等(改革フォーラム)を19年度中に4回以上開催する。</p> <p>③ トップの意識改革と役職員間の意思疎通を図るため、役員・職員間、部門間の意思疎通を推進するとともに、職員から業務改善策の提案を募る。</p>	<p>◇ (2) 国民の信頼の確保等</p> <p>① 行動憲章の策定 [15年度のみ]</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>—</p> <p>② 行動憲章の役職員への浸透のため規範意識研修会の適宜実施</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成20年3月13日に開催した規範意識研修会において、「行動憲章」を踏まえた業務運営について、具体的な事例を交えて説明を行った。</p> <p>③ 有識者による講演会、有識者との意見交換会等(改革フォーラム)の開催</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>機構の業務運営に必要な役職員の意識改革を進め、資質・能力の向上を図るため、「平成18年度食料・農業・農村白書について」、「企業におけるコスト管理と製品の安全・安心の確保について」、「農業と地球環境」及び「国民の理解を得るための広報活動-農林水産省での取り組みから-」をテーマとして、改革フォーラムを4回開催した。</p> <p>④ トップの意識改革と役職員間の意思疎通の推進</p> <p>ア トップの意識改革、役員・職員間、部門間の意思疎通の推進</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>トップの意識改革と役職員間の意思疎通を図るため、i) 部門ごとの各役員と職員との意思疎通を図るためのミーティング、ii) 幹部会、部長会議を開催した。</p> <p>イ 職員からの業務改善策の提案の募集</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>職員から事務合理化に関する提案を募る職員提案制度の周知徹底を図った。また、職員からの業務改善の提案を踏まえ、スタッフ職の決裁体制の明確化、合理化等を行うとともに、職員提案をし易いように窓口を総務課長とするなど、職員提案制度を改正し、積極的な提案を喚起した。</p>	— a a a a



評価項目	達成状況	評価
第1-6 補助事業の効率化等	○ 補助事業の効率化等  <b>【評価結果】</b> 指標の総数：11 評価aの指標数：11×2点＝22点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 22点 (22/22＝100%)	A
<b>【中期計画】</b> (1) 畜産及び蚕糸に係る補助事業について、事業採択に当たり費用対効果の評価手法が開発されている事業においては、その評価結果を事業に反映させる仕組みを平成16年度末までに構築するとともに、評価手法が開発されていない事業においては、事業の効果を適切に評価できる手法の開発を行い、順次導入する。 (2) 平成15年度末までに、明確な審査基準に基づく事業の実施、事業実施主体に対する指導の徹底、補助先の公表等事業の透明性の確保、事業の進行管理の徹底等を内容とする業務執行規程を策定する。  <b>【年度計画】</b> (1) 新規等の事業について、評価手法の導入を図る。	◇ (1) 費用対効果の評価手法の導入 ① 費用対効果の評価手法が開発されている事業において、事後評価結果を事業に反映させる仕組みの検討又は構築 [16年度までの指標] <b>【業務実績報告書の記述】</b> — ② 費用対効果の評価手法が開発されていない事業において、事業の効果を適切に評価できる手法の開発又は導入 <b>【業務実績報告書の記述】</b> 衛生・防疫対策に係る施設整備事業については、費用対効果分析手法の対象外としたところであるが、19年度より一部事業についてコスト分析手法を導入した。 また、既にコスト分析手法を導入している畜産環境緊急特別対策事業の一部について、国の基準の変更を踏まえた基準額(上限額)等の変更を行った。 さらに、器具・機材の整備事業うち、肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業の整備項目の1つである「簡易牛舎」については、20年度よりコスト分析手法として基準額(上限額)を新たに設定することとした。  ◇ (2) 補助事業の実施等に係る業務執行規程の策定 [15年度のみ] <b>【業務実績報告書の記述】</b> —	—  —  a  —
<b>【中期計画】</b> (3) 業務執行規程等に基づき以下の措置を講じる。 ① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。 ② 事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。 ③ 事業の進行状況を把握し、その効率的な執行を確保するため、事業の進行管理システムを構築する。 ④ 事業の透明性の確保を図るため、毎年度、ホームページ等で、事業内容、補助対象者、採択要件、申請様式、申請窓口等を公表するとともに、事業採択後、速やかに補助先を公表する。また、各事業の終了時期を補助事業実施要綱等に明記し、公表する。	◇ (3) 業務執行規程等に基づく措置 ① 業務執行規程等の基準に基づいた事業の審査 <b>【業務実績報告書の記述】</b> 業務執行規程に基づいて作成した審査基準チェックシートを用い、事業採択に当たり、同シートにより基準に基づく審査を実施した。また、同シートを採択に係る全ての起案文書に添付して確認した。 ② 事業説明会、巡回指導等の実施 <b>【業務実績報告書の記述】</b> 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、新規8事業(拡充事業を含む。)について、事業全てで事業実施主体に対する事業説明会、巡回指導等を9回実施した。この他、継続事業についても全国会議、巡回指導等を実施した。 ③ 事業の進行管理システムの構築(16年度以降はシステムに基づいた進行管理の実施) <b>【業務実績報告書の記述】</b> 15年度に構築した事業の進行管理システムに基づく進行管理表により、毎月事業の進行管理を行った。	—  a  a  a

<p>⑤ 事業実施主体から要領及び事業実施計画を受領してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受領してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内である件数の全件数に占める割合を毎事業年度90%以上とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る件数については、対象件数から除く。</p>	<p>④ ホームページ等での事業内容等の公表、事業採択後補助先の公表、各事業の終了時期を補助事業実施要項等に明記し公表 【業務実績報告書の記述】 事業の透明性の確保を図るため、ホームページ等で、事業内容、補助対象者、採択要件、申請様式、申請窓口等を公表するとともに、事業採択後、速やかに補助先を公表した。また、各事業の終了時期を補助事業実施要綱等に明記し、公表した。</p>	a
<p>⑥ 施設整備に係る事業については、以下の措置を講じる。 ア 事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議を行う。 イ 効用が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。 ウ 設置する施設等（事業費5千万円未満のものは除く。）については、必要に応じて現地調査を行う。 エ 費用対効果分析を実施している事業にあつては、施設設置後3年目までは利用状況の調査を行う。また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査の上、低利用の場合には改善を行う。</p>	<p>⑤ 事務処理手続きの迅速化 【業務実績報告書の記述】 進行管理システムによる進行管理の徹底等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受領してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受領してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内であった割合は100%であった（総受理件数600件に対し、10業務日以内に行った件数は600件）。 （内訳）畜産－502件に対し502件 野菜－38件に対し38件 砂糖－39件に対し39件 蚕糸－21件に対し21件</p>	a
<p>【年度計画】 (2) 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程等に基づき、以下の措置を講じる。 ① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。 ② 新規事業を中心に、事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。 ③ 15年度に構築した進行管理システムに基づき進行管理を的確に行う。 ④ 事業の透明性の確保を図るため、ホームページ等で、事業内容、補助対象者、採択要件、申請様式、申請窓口等を公表するとともに、事業採択後、速やかに補助先を公表する。また、各事業の終了時期を補助事業実施要綱等に明記し、公表する。</p>	<p>⑥ 施設整備に係る事業については、以下の措置を講じる。 ア 事業実施主体との協議 【業務実績報告書の記述】 事業実施計画の整備件数1,086件に対し、事前に協議を行った整備件数は1,086件であった。 イ 効用が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析等の評価基準を満たしているものの採択 【業務実績報告書の記述】 評価手法が開発されている施設整備事業については、効果が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した。採択状況は以下のとおり。 （費用対効果・採択件数） 肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業65件 食肉等流通合理化総合対策事業10件 畜産環境整備リース事業5件 乳業再編整備等対策事業2件 計 82件 （コスト分析・採択件数） 肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業162件 地域養豚振興特別対策事業43件 国産飼料資源活用促進総合対策事業29件 食肉等流通合理化総合対策事業5件 畜産環境整備リース事業710件 計 949件</p> <p>ウ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施 【業務実績報告書の記述】 採択した案件の全てについて、年度の途中における工事の進捗等に関するヒアリングを実施し、又は報告を受けた。この結果、現地調査の必要な事例はなかった。</p> <p>エ 設置後3年目までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 【業務実績報告書の記述】</p>	a

<p>⑤ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受領してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内である件数の全件数に占める割合を90%以上とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る件数については、対象件数から除く。</p> <p>(3) 施設整備事業については、以下の措置を講じる。</p> <p>① 事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議（書面によるものを含む。）を行う。</p> <p>② 評価分析手法が開発されている事業については、効用が費用を上回るが見込まれるもの又はコスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。</p> <p>③ 食肉等流通合理化総合対策事業等で設置する施設等（事業費5千万円未満のものは除く。）については、必要に応じて現地調査を行う。</p> <p>④ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目までのものの利用状況の調査を行う。</p> <p>また、設置後3年を経過した施設については、事後評価を実施する。</p>	<p>費用対効果分析を実施している事業で設置された対象施設すべて（89施設）について、利用状況の調査を行った。また複数年度分のデータが蓄積された施設については、時系列的な点検を行った。</p> <p>オ 設置後3年を経過した年に行う事後評価</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>施設の設置後3年を経過した施設について、事後評価報告書を徴取し、審査・確認を行った結果、全件数に占める効用が費用を上回った件数の割合は93%であった（14件中13件）。</p> <p>なお、投資効率が1を下回った1件については、事務改善に係る指導を行った。これらの事後評価結果については、平成20年3月26日に開催された補助事業に関する第三者委員会において、事後評価結果を報告した。</p> <p>投資効率が1を下回った1件は、新規就農円滑化モデル事業で牛舎を整備したものである。この事案では、哺育部門において、当初見込み以上に人手が係り雇用労働費の削減が進まなかったため、機構は実施主体に対して、改善計画の作成を指示し適切に対応している。</p>	<p>a</p>
--	--	----------



<p><b>【中期計画】</b></p> <p>(3) 畜産に係る補助 畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。</p> <p>① 学校給食用牛乳供給事業 ア 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づき定められている学校給食供給目標について、牛乳に関する普及啓発等の推進により、供給日数に係る達成率を毎事業年度90%以上とする。</p> <p>イ 学校給食用牛乳の衛生管理の強化については、研修会の開催、相談員による指導等を行い、国等の行う事業・施策と相まって、HACCP承認工場の割合を中期目標の期間の終了時まで50%以上に引き上げる。 〔参考〕平成14年度実績：44.1%</p> <p><b>【年度計画】</b></p> <p>(3) 畜産に係る補助 畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、以下のとおり事業の重点化を図るとともに、機動的・弾力的に実施する。</p> <p>① 学校給食用牛乳供給事業 ア 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づき定められている学校給食供給目標について、供給日数に係る達成率を向上させるため、事業実施主体を通じて児童及び生徒等に対して、牛乳に関する普及教材の配布等の普及啓発等を推進する。</p> <p>同法に基づき定められている学校給食供給目標について、供給日数に係る達成率を90%以上とする。</p> <p>イ 学校給食用牛乳の衛生管理の強化については、研修会の開催、相談員による指導等を行い、国等の行う事業・施策と相まって、HACCP承認工場の割合を50%以上に引き上げる。</p>	<p>◇ (3) 畜産に係る補助</p> <p>① 学校給食用牛乳供給事業</p> <p>◇ア 学校給食供給目標の供給日数に係る達成率の向上 (7) 学校給食供給目標に係る達成率</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b> 供給日数に係る達成率は93.4%であった。（（総供給実績数量／総供給人員）／供給目標日数）</p> <p>なお、供給日数の達成に向け、供給日数の低い都道府県を中心に岩手県など9県について巡回指導等を実施した。</p> <p>学校の行事等により学校給食が実施されない日があることから、給食実施日そのものが牛乳供給目標日数195日を下回っている都道府県も多く見られる。供給日数の低い都道府県については、当該都道府県の現状を十分踏まえつつ、調理向け牛乳活用の推進、中学生に対する300cc牛乳の飲用促進、牧場・乳業工場とのふれあい支援による理解醸成等の各種メニューの積極的な活用についての指導を行い、学校給食における牛乳消費量の拡大を通して、供給日数の向上が図られるものと期待される。</p> <p>(イ) 牛乳に関する普及啓発等の推進 供給日数に係る達成率を向上させるため、副読本、クリアファイルの配布等による普及啓発を計画した事業実施主体数47に対し、実施した事業主体数は47であった。</p> <p>◇イ 品質管理技術等に関する研修会等の実施 <b>【業務実績報告書の記述】</b> 学校給食用牛乳の衛生管理研修会の計画承認を行った事業実施主体数28に対して、衛生管理研修会の開催の事業を実施した事業実施主体数は27であった。また、これらが効率的に実施されるよう巡回指導を行った。</p> <p>研修会の計画承認を行った事業実施主体に対して、研修会の開催又は参加実績が1件下回った理由は、埼玉県において研修会への参加を希望していた乳業者が社内の緊急の事情により、参加を取り止めたためである。</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
---	--	----------------------------

<p><b>【中期計画】</b></p> <p>(3) 畜産に係る補助 畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。</p> <p>② 主要な畜産物の流通の合理化のための処理、保管等の事業</p> <p>ア 乳業の国際競争力を強化するため、衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備を図る。</p> <p>イ 国産食肉の市場競争力の確保を図るため、食肉処理施設の再編合理化、衛生水準の高いモデル的な食肉処理施設の整備等を行う。</p> <p>ウ 国産食肉及び国産生乳・乳製品等に対する理解の促進のため、栄養的価値等のPR、正しい知識の普及等の普及啓発を行い、消費者等に対するアンケート調査における畜産物に係る知識等の普及度を中期目標の期間の終了時まで5%以上向上させる。</p>	<p>◇(3) 畜産に係る補助</p> <p>② 主要な畜産物の流通の合理化のための処理、保管等の事業</p> <p>◇ア 衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備 【業務実績報告書の記述】 申請のあった需給調整拠点施設1件及び大型貯乳施設1件、合計2件の乳業施設の整備計画について、衛生面及び効率性の観点から審査の上、採択し、それぞれ整備を行った。</p> <p>◇イ 衛生・環境関連の施設整備計画の優先的な採択 【業務実績報告書の記述】 衛生・環境関連の施設整備について優先的にヒヤリングを実施し、13件を採択した。なお、食肉処理施設の合理化整備を含め、全体で16件を採択した。</p> <p>◇ウ 畜産物に係る知識等の普及度の向上</p> <p>(7) 普及啓発の実施 【業務実績報告書の記述】 国産食肉及び国産生乳・乳製品等に対する理解の促進を図るため、イベントの開催等により栄養的価値等のPR、正しい知識の普及啓発を行った。これらの計画件数の合計71件に対して、実績は71件であった。</p> <p>(イ) アンケート調査の実施 【業務実績報告書の記述】 消費者等の国産食肉及び国産生乳・乳製品等に係る知識等の普及度を測定するため、アンケート調査を実施した。その結果、畜産物に係る知識等の普及度は、国産食肉で67.7%、国産生乳・乳製品等で64.2%であった。</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
<p><b>【年度計画】</b></p> <p>(3) 畜産に係る補助 畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、以下のとおり事業の重点化を図るとともに、機動的・弾力的に実施する。</p> <p>② 主要な畜産物の流通の合理化のための処理、保管等の事業</p> <p>ア 乳業の国際競争力を強化するため、衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備計画を採択する。</p> <p>イ 食肉処理施設の整備等については、BSE問題から派生したせき柱・汚泥の処理等衛生・環境関連の施設整備計画を優先的に採択する。</p> <p>ウ 国産食肉及び国産生乳・乳製品等に対する理解の促進のため、イベントの開催等により栄養的価値等のPR、正しい知識の普及啓発を行う。また、各地で開催されるミートフェア等の催事等において消費者等を対象に行うアンケート調査により測定された畜産物に係る知識等の普及度を平成15年度と比較して5%以上向上させる。</p>	<p>(ウ) 普及度の向上 [19年度のみ] 【業務実績報告書の記述】 知識等の普及度 ・国産食肉 : 67.7% (+5.2ポイント) [目標値 : 67.5% (15年度 : 62.5%)]  ・国産生乳・乳製品 : 64.2% (+5.3ポイント) [目標値 : 63.9% (15年度 : 58.9%)]</p>	<p>a</p>

【中期計画】	◇ (3) 畜産に係る補助	
(3) 畜産に係る補助	③ 畜産の経営又は技術の指導等の事業	
畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。	◇ア 肉用牛肥育経営安定事業に係る所要（当面の必要額）の基金造成	a
③ 畜産の経営又は技術の指導等の事業	【業務実績報告書の記述】	
ア 肉用牛肥育経営者、肉用子牛生産者、肉専用種繁殖経営者等の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補てん金を交付する。	新業務対象年間の初年度であり、事業内容の変更点の周知徹底を図るため、4月に全国会議を開催するとともに、12月には効率的な事務処理を目的に実務担当者を対象とした会議を開催した。	
イ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のため、機械施設の整備及び民間団体等による指導の推進を図る。	また、肉用牛肥育経営安定対策事業に係る補てん金を的確に交付するため、四半期ごとに基金造成必要額の報告を受け、各四半期に所要の基金造成（計144億円）を行った。	
ウ 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減を図るため、農薬等の使用量の低減、土壌流亡の防止等環境との調和を図りつつ、高位生産草地への転換を図る。	◇イ 家畜排せつ物管理の適正化及び利用の促進	a
エ ゆとりある畜産経営を実現するため、コントラクター（飼料生産受託組織）を育成・強化し効率的な飼料生産の受託システムを確立するとともに、ヘルパー制度の利用拡大を図る。	(7) リース事業による整備の進捗状況の把握に基づく所要（当面の必要額）の基金造成等による機械施設の整備の推進	a
オ 豚コレラ等の家畜伝染病のまん延防止を図るため、畜産農家等が自ら行う互助活動を支援し、共同消毒施設の整備等により養豚農家等の衛生水準を向上させる。	【業務実績報告書の記述】	
カ 負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営承継の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等を行う。	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に係る管理基準に基づき、リース事業の進捗状況を四半期ごとに事業実施主体から徴し、事業の適確な取組に向けた指導等を行うとともに、所要の基金の追加造成（65億円）を行った。	
【年度計画】	(4) 民間団体等による指導の推進	a
(3) 畜産に係る補助	【業務実績報告書の記述】	
畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、以下のとおり事業の重点化を図るとともに、機動的・弾力的に実施する。	民間団体等が農家等に対し、たい肥の利用の促進を図るための指導を行う計画を採択し、指導の推進を図った。	
③ 畜産の経営又は技術の指導等の事業	◇ウ 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減のための生産性の高い草地への転換	a
ア 肉用牛肥育経営安定対策事業の第3業務対象年間（平成19年度～21年度）の発足に当たり、全国会	【業務実績報告書の記述】	
	事業実施計画上の高位生産草地への転換に係る助成面積8,337haに対して、実績は7,918haであった。	
	また、草地畜産コンクールの実施件数は、全国1回、各県8回の計画に対し、計画どおり実施した。	
	◇エ ゆとりある畜産経営の実現	a
	(7) 効率的な飼料生産受託システムの確立	a
	【業務実績報告書の記述】	
	ゆとりある畜産経営を実現するため、飼料収穫作業、堆肥散布作業等の各作業について、コントラクター（飼料生産等作業受託組織）が作業を実施した場合に、受託面積に応じた補助を行った。	
	事業実施計画上の各作業の実施件数181件に対し、事業実績上の実施件数は171件であった。	
	事業実施計画上の実施件数に対して事業実績上の実施件数が下回った理由は、委託予定作業を自ら実施するなど、作業委託者（畜産経営）の事情の変化により、事業実施を取りやめた事例があったためである。	
	(4) ヘルパー制度の利用拡大	a
	【業務実績報告書の記述】	
	ゆとりある畜産経営を実現するため、ヘルパー研修会や優良ヘルパーの表彰を行った。	
	事業実施計画上の実施回数7回に対し、事業実績上の実施回数は7回であった。	
	◇オ 養豚農家等の衛生水準の向上のための指導等の実施	a

<p>議を開催して制度の周知徹底を図るとともに、補てん金を迅速・的確に交付するため、補てん金の交付状況等に応じて所要の基金造成を適切に行う。</p> <p>イ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）の管理基準について、簡易な措置により対応した農家等に対して、本事業により機械施設を整備するための所要額を早期に把握して基金造成を適切に行うとともに、民間団体等による指導の推進を図る。</p> <p>ウ 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減を図るため、土壌の分析・改良等による草地の改善、飼料利用の拡大のためのコンクール等を実施することにより、環境との調和を図った生産性の高い草地への転換を推進する。</p> <p>エ ゆとりある畜産経営を実現するため、飼料収穫作業、堆肥散布作業等の各作業毎に補助を行うとともに、ヘルパー制度の利用拡大を推進するための研修制度の充実、優良事業経営発表会での表彰等を行う。</p> <p>オ 事業実施主体が実施するブロック会議に積極的に参加し、家畜衛生互助制度の普及や共同消毒施設の整備等に努めることにより、養豚農家等の衛生水準の向上、家畜伝染病のまん延防止等を支援する。</p> <p>カ 負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営承継の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等を行うとともに、生産者、県団体等に対する現地指導を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>豚コレラ等の家畜伝染病のまん延防止を図る観点から、畜産農家等が自ら行う互助活動への支援を行うことを目的とした家畜衛生互助制度について、新事業対象年間（平成18年度～20年度）における制度の普及と事業の円滑な推進を図るため、全国会議2回、ブロック会議に7回参加し、制度の普及及び適正な執行のための指導を行った。</p> <p>◇カ 長期低利の借換資金の融通等に係る指導等の実施</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営承継の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等のための利子補給を実施するとともに、9道県の現地指導を実施した。</p>	<p>a</p>
--	---	----------

<p>【中期計画】</p> <p>(3) 畜産に係る補助 畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。</p> <p>④ 肉用牛の生産の合理化のための事業 肉用牛の生産基盤の安定化を図るため、改良増殖及び飼養管理技術の向上のための新技術の実用化等の支援を行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(3) 畜産に係る補助 畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、以下のとおり事業の重点化を図るとともに、機動的・弾力的に実施する。</p> <p>④ 肉用牛の生産の合理化のための事業 肉用牛の生産基盤の強化を図るため、新規参入、繁殖雌牛の導入、肉用牛の改良増殖の強化及び子牛の生産性向上等への支援を行う。また、畜産新技術の有効活用への支援等を行う。</p>	<p>◇ (3) 畜産に係る補助</p> <p>◇④ 肉用牛の生産の合理化のための事業</p> <p>ア 生産性の向上のための実証調査等 【業務実績報告書の記述】 肉用牛の生産基盤の安定化を図るため、生産性向上のための実証調査を行う分娩間隔や肥育期間の短縮等の事業に対する補助を行った。 事業実施計画上の実施14件に対し、事業実績上の実施件数は14件であった。</p> <p>イ 肉用牛ヘルパーの普及定着に向けた現地調査の実施〔15年度のみ〕 【業務実績報告書の記述】 —</p> <p>ウ 畜産新技術の実用化等を図るための現地調査の実施 【業務実績報告書の記述】 肉用牛の生産基盤の安定化を図るため、雌雄産み分けのための精子分別技術の実用化に向けた事業に対して補助を行った。 また、適宜、事業の実施状況報告を徴収して事業の進捗状況を確認した。</p>	<p>a</p> <p>—</p> <p>a</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 畜産に係る補助 畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。</p> <p>⑤ その他畜産の振興に資するための事業</p> <p>ア 畜産物に係る知識の普及、安全性のPRを行うとともに、牛肉のトレーサビリティ・システムの確立の支援を行う。</p> <p>イ 生産者、卸売業者、小売業者等に対する運転資金の融通、債務保証等を行うとともに、BSE発生農家等への支援を行う。</p> <p>ウ 肉骨粉の適正な処分を推進し、安全な肉骨粉の供給体制を整備するとともに、死亡牛の適切な検査・処理を推進する。</p> <p>エ 口蹄疫等悪性伝染病発生時等</p>	<p>◇ (3) 畜産に係る補助</p> <p>⑤ その他畜産の振興に資するための事業</p> <p>◇ア 知識の普及、安全性のPR、トレーサビリティ・システムの確立 (7) 知識の普及、安全性のPR 【業務実績報告書の記述】 畜産物に係る知識の普及、安全性のPRを行うためのシンポジウムを事業実施計画上の開催等の件数7回に対して、7回開催した。</p> <p>(イ) 牛肉のトレーサビリティ・システムの確立のための支援 【業務実績報告書の記述】 —</p> <p>◇イ 生産者に対する運転資金の融通等、BSE発生農家等への支援 (7) 生産者、卸売業者、小売業者等に対する運転資金の融通、債務保証等の指導 【業務実績報告書の記述】 —</p> <p>(イ) BSE患畜の発生に伴う、生産農家等への支援 【業務実績報告書の記述】 BSE患畜の発生による生産農家等への支援を行うため、代替牛の導入に要する経費の補助等を実施した。</p>	<p>a</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>a</p>

<p>に、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。</p> <p><b>【年度計画】</b></p> <p>(3) 畜産に係る補助 畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、以下のとおり事業の重点化を図るとともに、機動的・弾力的に実施する。</p> <p>⑤ その他畜産の振興に資するための事業</p> <p>ア 畜産物に係る知識の普及、安全性のPRを行うためのシンポジウムの開催等を行う。</p> <p>イ BSE発生農家等への支援を行う。</p> <p>ウ 畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するための現地指導を行う。</p> <p>エ 口蹄疫等悪性伝染病発生時等に、国と連携して、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を速やかに行う。</p>	<p>◇ウ 安全な肉骨粉の供給体制の整備等</p> <p>(7) 畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するための現地調査の実施</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b> 畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するため、調査計画に基づき、13カ所について現地調査を実施した。</p> <p>(4) 死亡牛の適切な検査・処理の推進 [15, 16年度のみ]</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b> —</p> <p>◇エ 口蹄疫等悪性伝染病発生時等における畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等の実施</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b> 配合飼料価格の高騰に伴う生産コストの上昇に対応するため、家畜飼料特別支援金融通事業の融資限度額の拡大に必要な基金の積み増し及び畜産経営生産性向上支援リース事業の創設を行った。</p>	<p>a</p> <p>—</p> <p>a</p>
<p><b>【中期計画】</b></p> <p>(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付</p> <p>① 生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。</p> <p><b>【参考】平成14年度実績：21業務日</b></p> <p>② ホームページ等において、事務手続きの合理化等により、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から10業務日以内に公表する。</p> <p><b>【参考】平成14年度実績：12業務日</b></p> <p><b>【年度計画】</b></p> <p>(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付</p> <p>① 指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に生産者補給交付金を交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望が</p>	<p>(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付</p> <p>◇① 交付業務の迅速化</p> <p>ア 18業務日以内の交付</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b> 指定生乳生産者団体からの加工原料乳生産者補給交付金の交付申請については、支払請求件数51件に対して、18業務日以内に交付を行った件数は51件であった。</p> <p>イ 迅速な書類審査体制の構築及び経理部との連携の強化、指定生乳生産者団体に対する指導(迅速な書類審査体制の構築及び経理部との連携の強化は15年度のみ)</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b> 加工原料乳生産者補給交付金を18業務日以内に交付するため、事務処理の迅速化等についての文書を指定生乳生産者団体に送付し、生産者補給交付金交付事務の一層の迅速化について指導を行った。</p> <p>◇② 受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表</p> <p>ア 10業務日以内の公表</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b> 指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表については、公表回数12回に対して、10業務日以内に公表した回数は12回であった。</p> <p>イ 都道府県及び指定生乳生産者団体との連携</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b> 10業務日以内に情報を公表するため、「加工原料乳生産者補給交付金交付関係業務の迅速化等について」を作成し、都道府県及び指定生乳生産者団体に送付し、都道府県及び指定生乳生産者団体との相互連絡等について指導を行った。</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>

<p>ある場合を除く。 このため、指定生乳生産者団体における円滑な事務処理についての指導等を行う。</p> <p>② ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から10業務日以内に公表する。 このため、都道府県及び指定生乳生産者団体との連携を図る。</p>	<p>ウ ホームページにおける公表様式の検討、作成 [15年度のみ] 【業務実績報告書の記述】 —</p>	<p>—</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>① 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときには、事務処理の迅速化、輸入業務関係者に対する指導の強化等により、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に売渡しを行う。 〔参考〕平成9年度実績：57日（大洋州産以外のものは84日）</p> <p>② 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を確実に輸入する。</p> <p>③ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。 また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p> <p>④ ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。</p>	<p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>① 価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合の指定乳製品等の輸入及び売渡し ア 農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）の売渡しの実施 【業務実績報告書の記述】 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれのある状況に至らなかったため、輸入・売渡しは実施しなかった。</p> <p>イ 指定商社に対する説明・指導 【業務実績報告書の記述】 指定商社に対し、迅速な輸入手続等に関する説明・指導の会議を開催した。</p> <p>ウ 指定倉庫に対する説明・指導 【業務実績報告書の記述】 指定倉庫に対し、万全に荷扱い等に関する説明・指導の会議を開催した。</p> <p>② 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入手当て 【業務実績報告書の記述】 国際約束に従って国が定めて機構に通知する数量の全量について、輸入契約を締結した。 i) 国から通知を受けた数量 137,202トン ii) 輸入入札に付した数量 バター 7,494トン ホエイ・調製ホエイ 3,293トン デイリースプレッド 1,800トン 全乳換算 137,212トン 注) ホエイ・調製ホエイについては、重複して輸入入札に付した分を全乳換算から除外した。 【特記事項】 20年度分の輸入入札を前倒しで実施し、バター4,000トン（全乳換算49,360トン）の契約を締結した。</p> <p>③ 国が指示する方針による、指定乳製品の的確な売り渡し等 ア 指定乳製品等の的確な売り渡し 【業務実績報告書の記述】</p>	<p>—</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>

<p><b>【年度計画】</b></p> <p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>① 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときには、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に指定乳製品等の輸入及び売渡しを行う。</p> <p>このため、以下のとおり輸入業務関係者に対する指導強化等を行う。</p> <p>ア 輸入業務の委託先となる指定商社に対し、迅速な輸入手続き等に係る説明・指導を行う。</p> <p>イ 輸入指定乳製品等の寄託先となる指定倉庫に対し、万全な荷扱い等に係る説明・指導を行う。</p> <p>② 国家貿易機関として、平成19年度に国から通知を受けた指定乳製品等の輸入数量を輸入手当てする。</p> <p>③ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p> <p>また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p> <p>④ ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しの月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。</p>	<p>四半期ごとに農林水産省生産局長あてに届け出ている売渡計画に基づき、バター、ホエイ及び調製ホエイ、デAIRリースプレッドを売渡入札に付した。</p> <p>i) バター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売渡計画</th> <th>売渡入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1四半期</td> <td>1,649</td> <td>1,649</td> </tr> <tr> <td>第2四半期</td> <td>3,522</td> <td>3,522</td> </tr> <tr> <td>第3四半期</td> <td>3,004</td> <td>3,004</td> </tr> <tr> <td>第4四半期</td> <td>4,053</td> <td>4,053</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12,228</td> <td>12,228</td> </tr> </tbody> </table> <p>ii) ホエイ及び調製ホエイ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売渡計画</th> <th>売渡入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1四半期</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第2四半期</td> <td>2,250</td> <td>2,250</td> </tr> <tr> <td>第3四半期</td> <td>3,764</td> <td>3,764</td> </tr> <tr> <td>第4四半期</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,014</td> <td>6,014</td> </tr> </tbody> </table> <p>iii) デAIRリースプレッド</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売渡計画</th> <th>売渡入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1四半期</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第2四半期</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第3四半期</td> <td>1,800</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>第4四半期</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,800</td> <td>1,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、毎月、各種統計や需要者からの情報収集により、指定乳製品・飲用牛乳等の需給・価格動向を把握した。</p> <p>イ 需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b></p> <p>四半期ごとの大手需要者との情報交換会議を開催したほか、需要者セミナーを実施した。</p> <p>④ 売買実績に係る情報の公表</p> <p>ア 翌月の20日までの公表</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b></p> <p>前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、ホームページにおける12回の公表回数のうち、翌月の20日までに公表した回数は12回であった。</p> <p>イ 事務処理体制の整備、公表様式の検討、作成 [15年度のみ]</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b></p> <p>—</p>		売渡計画	売渡入札	第1四半期	1,649	1,649	第2四半期	3,522	3,522	第3四半期	3,004	3,004	第4四半期	4,053	4,053	合計	12,228	12,228		売渡計画	売渡入札	第1四半期	-	-	第2四半期	2,250	2,250	第3四半期	3,764	3,764	第4四半期	-	-	合計	6,014	6,014		売渡計画	売渡入札	第1四半期	-	-	第2四半期	-	-	第3四半期	1,800	1,800	第4四半期	-	-	合計	1,800	1,800	<p>a</p> <p>a</p> <p>—</p>
	売渡計画	売渡入札																																																						
第1四半期	1,649	1,649																																																						
第2四半期	3,522	3,522																																																						
第3四半期	3,004	3,004																																																						
第4四半期	4,053	4,053																																																						
合計	12,228	12,228																																																						
	売渡計画	売渡入札																																																						
第1四半期	-	-																																																						
第2四半期	2,250	2,250																																																						
第3四半期	3,764	3,764																																																						
第4四半期	-	-																																																						
合計	6,014	6,014																																																						
	売渡計画	売渡入札																																																						
第1四半期	-	-																																																						
第2四半期	-	-																																																						
第3四半期	1,800	1,800																																																						
第4四半期	-	-																																																						
合計	1,800	1,800																																																						

<p><b>【中期計画】</b></p> <p>(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付</p> <p>① 交付業務の迅速化</p> <p>生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、指定協会からの交付申請を受理した日から28業務日以内に交付する。</p> <p>また、肉用子牛生産者補給金制度の円滑化を図るため、国の家畜個体識別システムとの連携を進める。</p> <p>[参考]平成13年度実績:32業務日(平成14年度は、BSE対策に伴い変則的な対応を実施)</p> <p>② 交付状況に係る情報の公表</p> <p>ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対し交付を終了した日から10業務日以内に公表する。また、生産者に対して生産者補給金等交付通知書(葉書)を送付し、情報提供の質の向上を図る。</p>	<p>(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付</p> <p>◇① 交付業務の迅速化</p> <p>ア 28業務日以内の交付</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b></p> <p>18年度第4四半期分～19年度第3四半期分に係る生産者補給金等については、指定協会からの交付申請書を受領した日から28業務日以内に全て交付した(6回/6回)。</p> <table border="0"> <tr> <td>第4四半期分</td> <td>生産者補給交付金</td> <td>発動なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生産者積立金</td> <td>25業務日</td> </tr> <tr> <td>第1四半期分</td> <td>生産者補給交付金</td> <td>発動なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生産者積立金</td> <td>26業務日</td> </tr> <tr> <td>第2四半期分</td> <td>生産者補給交付金</td> <td>22業務日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生産者積立金</td> <td>24業務日</td> </tr> <tr> <td>第3四半期分</td> <td>生産者補給交付金</td> <td>22業務日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生産者積立金</td> <td>24業務日</td> </tr> </table> <p>イ 事務処理体制の整備、指定協会に対する指導(事務処理体制の整備は15年度のみ)</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b></p> <p>生産者補給交付金等について、指定協会からの交付申請書を受領した日から28業務日以内に交付するため、事務処理スケジュールの遵守等の徹底について、全国会議を開催するとともに、指定協会に対して四半期毎に事務処理文書を出して周知した。また、既存の補給金制度に係る指導マニュアルを全国会議で配布し指導した。</p> <table border="0"> <tr> <td>全国会議開催</td> <td>4月19日</td> </tr> <tr> <td>事務連絡文書発出</td> <td>6月29日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9月28日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月25日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3月28日</td> </tr> </table>	第4四半期分	生産者補給交付金	発動なし		生産者積立金	25業務日	第1四半期分	生産者補給交付金	発動なし		生産者積立金	26業務日	第2四半期分	生産者補給交付金	22業務日		生産者積立金	24業務日	第3四半期分	生産者補給交付金	22業務日		生産者積立金	24業務日	全国会議開催	4月19日	事務連絡文書発出	6月29日		9月28日		12月25日		3月28日	<p>a</p> <p>a</p>
第4四半期分	生産者補給交付金	発動なし																																		
	生産者積立金	25業務日																																		
第1四半期分	生産者補給交付金	発動なし																																		
	生産者積立金	26業務日																																		
第2四半期分	生産者補給交付金	22業務日																																		
	生産者積立金	24業務日																																		
第3四半期分	生産者補給交付金	22業務日																																		
	生産者積立金	24業務日																																		
全国会議開催	4月19日																																			
事務連絡文書発出	6月29日																																			
	9月28日																																			
	12月25日																																			
	3月28日																																			
<p><b>【年度計画】</b></p> <p>(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付</p> <p>① 交付業務の迅速化</p> <p>指定協会からの交付申請を受領した日から28業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。また、必要に応じて会議を開催し、早期の交付申請等について指定協会に対する指導を行う。</p> <p>② 交付状況に係る情報の公表</p> <p>ア ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対し交付を終了した日から10業務日以内に公表する。また、指定協会を対象とした事務処理の適正実施のための会議を開催する。</p> <p>イ 肉用子牛生産の安定に資する目的で生産者に提供する情報の質の向上を図るため、生産者補給金交付通知書(葉書)の活用を行う。</p>	<p>ウ 国の家畜個体識別システムとの連携システムの開発、対応可能な指定協会への導入、これに係る研修の実施(連携システムの開発は15年度のみ)</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b></p> <p>—</p> <p>◇② 交付状況に係る情報の公表</p> <p>ア 10業務日以内の公表</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b></p> <p>全指定協会に対する生産者補給金の交付を終了した日から10業務日以内に、ホームページにおいて、18年度第4四半期分～19年度第3四半期分に係る交付状況を公表した。(4回/4回)</p> <p>また、事務処理の適正実施を図るため、4月19日に全国会議を開催した。</p> <p>イ 生産者補給金交付通知書(葉書)活用方策についての検討、活用(活用方策の検討は15年度のみ)</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b></p> <p>生産者補給金交付通知書(葉書)の裏面を活用し、肉用子牛生産者に対し、肉用子牛個体登録の期限厳守等を呼びかけた。</p>	<p>—</p> <p>a</p> <p>a</p>																																		

評価項目	達成状況	評価
第2-2 野菜関係業務	○ 野菜関係業務 【評価結果】 指標の総数：6 評価aの指標数：6×2点＝12点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 12点 (12/12＝100%)	A
【中期計画】 (1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、交付金等の1月当たりの交付回数を増加することにより、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から12業務日以内に交付する。 [参考] 平成14年度実績：15業務日 【年度計画】 (1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から12業務日以内に交付する。 また、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、登録出荷団体を指導する。	◇ (1) 交付申請を受理した日から12業務日以内の交付 ① 仕組み・手順の確立 [15年度のみ] 【業務実績報告書の記述】 — ② 仕組み・手順の確立後における12業務日以内の交付 【業務実績報告書の記述】 生産者補給交付金等の交付申請の総件数1,383件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から12業務日以内に交付した件数は1,383件(100%)であった。 ③ 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について全国会議等での指導及び現地指導の実施 [16年度以降の指標] 【業務実績報告書の記述】 5月10日から6月5日にかけてブロック会議(全国7カ所)、7月24日から25日にかけて団体・県法人等担当者研修会、3月6日の団体担当者会議、5月から翌年2月にかけて県連等開催の農協研修会等においても現地指導(26カ所)を実施し、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付について指導した。	—  a  a
【中期計画】 (2) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、交付金等の1月当たりの交付回数を増加すること等により、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から40業務日以内に交付する。 [参考] 平成14年度実績：60業務日 【年度計画】 (2) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から40業務日以内に交付する。 また、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、登録出荷団体を指導する。 併せて、加工・業務用需要への対応を促進する観点から、農林水産省及び関係機関と協力し、生産者と実需者との契約取引に繋がる全国規	◇ (2) 交付申請を受理した日から40業務日以内の交付 ① 仕組み・手順の確立 [15年度のみ] 【業務実績報告書の記述】 — ② 仕組み・手順の確立後における40業務日以内の交付 【業務実績報告書の記述】 生産者補給交付金等の交付申請の総件数10件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から40業務日以内に交付した件数は10件(100%)であった。 ③ 申請様式の簡素化の検討及び必要に応じた簡素化の実施 [15年度のみ] 【業務実績報告書の記述】 — ④ 登録出荷団体等に対する申請書類の整備等に係る研修会の開催 【業務実績報告書の記述】 5月10日から6月5日にかけて開催したブロック会議(全国7ブロック)、7月24日から7月25日に開催した担当者研修会及び県連主催の会議等(農協研修9件、実態調査16件、法人会議4件、卸売会社会議4件、個別普及推進46件)において、制度説明をするとともに、申請書類の整備等について普及・指導を行った。 ⑤ 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について全国会議	—  a  —  a

<p>模の交流会等を開催する。</p> <p>さらに、マニュアル等の作成・配布、登録出荷団体等の研修会等を通じて制度の普及を図る。</p>	<p>等での指導及び現地指導の実施 [16年度以降の指標]</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>5月10日から6月5日にかけて開催したブロック会議（全国7ブロック）、7月24日から7月25日に開催した担当者研修会、3月6日に開催した担当者会議及び県連主催の会議等（農協研修9件、県法人会議4件）において、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付についての指導を行った。</p> <p>全国交流会（7/6、11/9、11/21）及びブロック別現地交流会（11/15群馬県他4県）を開催し、加工・業務用需要への対応を促進する観点からの交流・普及を行った。</p> <p>また、契約野菜安定供給事業の運用改善のパンフレット等を作成・配布し、制度の普及を図った。</p> <p>【特記事項】</p> <p>農林水産省と共催で、「国産野菜の生産・利用拡大優良事業者表彰事業」を創設し、加工・業務用向け国産野菜の生産拡大に向け、産地と実需者等の連携した優れた取組みを対象として、3月19日に農林水産省講堂において、第1回の表彰式を開催した。</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 野菜価格安定制度の実施状況について、原則として四半期ごとに、制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量等をホームページ、広報誌等により公表する。</p> <p>【参考】平成14年度実績：年1回</p> <p>【年度計画】</p> <p>(3) 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量については、登録出荷団体等からの申込期限到来後速やかに（指定野菜価格安定対策事業にあつては、4月、6月、7月及び9月。契約指定野菜安定供給事業にあつては、4月から7月まで及び9月から翌年1月までの毎月。）、交付実績については、毎月、ホームページ及び広報誌により公表する。</p>	<p>◇(3) 公表項目、公表様式の検討、作成 [15年度のみ]</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>—</p> <p>◇(4) 交付予約数量等のホームページ、広報誌等による公表 [16年度以降の指標]</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>生産者補給交付金の交付実績等について、毎月、ホームページ、広報誌「野菜情報」に公表した。</p>	<p>—</p> <p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
第2-3 砂糖関係業務	○ 砂糖関係業務  <b>【評価結果】</b> 指標の総数：13 評価aの指標数：13×2点＝26点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 26点 (26/26＝100%)	A
<b>【中期計画】</b> (1) 砂糖の価格調整 ① 甘味資源作物交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 ② 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 <b>【参考】</b> 平成14年度実績：20業務日 ③ ホームページ等において、事務手続きの合理化等により、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びに甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の20日までに公表する。 <b>【参考】</b> 平成14年度実績：翌月の30日	(1) 砂糖の価格調整 ◇① 甘味資源作物交付金の交付業務の迅速化 8業務日以内の交付 <b>【業務実績報告書の記述】</b> 甘味資源作物交付金については、交付申請があった申請書受理期9回に対して、交付申請を受理した日から8業務日以内に交付を完了した期は9回であった。 平成19年度の甘味資源作物交付金交付件数は156件となった。交付決定要件を満たすか否か等、申請書の審査・受理・交付決定を行い、交付決定数量を確定の上、交付金を交付した。  ◇② 国内産糖交付金の交付業務の迅速化 ア 18業務日以内の交付 <b>【業務実績報告書の記述】</b> 国内産糖交付金については、交付申請があった申請書受理期34回に対して、交付申請を受理した日から18業務日以内に交付を完了した期は34回であった。 平成19年度の国内産糖交付金交付件数は310件となった。申請書の審査、受理を行うとともに、交付決定要件を満たすか否かを判断する検査を検査機関に指示し、検査結果に基づく交付決定数量を確定のうえ、交付金を交付した。  イ 進行管理の強化、事務手続きの見直し [15年度のみ] <b>【業務実績報告書の記述】</b> —  ◇③ 輸入指定糖・異性化糖等の売買実績並びに甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付決定数量の公表 ア 翌月の20日までの公表 <b>【業務実績報告書の記述】</b> 輸入指定糖・異性化糖等の買入・売戻しにおける月ごとの売買実績及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量のホームページ等における公表については、公表回数12回に対して翌月の20日までに公表した回数は12回であった。 なお、平成19年度の輸入指定糖の売買件数等は、売買申込書等の審査・受理、売買契約、売買契約解除、売買差額返還等の業務を行なった結果、2,265件の実績となった。	a
<b>【年度計画】</b> (1) 砂糖の価格調整 ① 甘味資源作物交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 ② 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 ③ ホームページ等において、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並	イ 集計事務の合理化、報告期限の見直し、進行管理の強化 [15年度のみ] <b>【業務実績報告書の記述】</b> —	—



<p>② ①の砂糖に係る補助事業は、平成18年度限りで廃止されたが、平成19年度においては、既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップを適切に行うとともに、その実績について引き続き適切な評価を実施する。</p>	<p>より、事業対象地区の農業協同組合等に湿害対策に資する簡易な作業機械の導入を図った。 事業実施計画上の導入数25台に対し、実績は25台であった。</p> <p>(ウ) 海外から導入した耐病性遺伝資源の増殖及び早期育成の促進 【業務実績報告書の記述】 —</p>	<p>—</p>
<p>【年度計画】</p>	<p>(エ) 播種作業等の省力化のための農業機械等の開発 【業務実績報告書の記述】 —</p>	<p>—</p>
<p>(2) 砂糖に係る補助 砂糖に係る補助事業は、平成18年度限りで廃止したが、既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップを適切に行うとともに、その実績について引き続き適切な評価を実施する。</p>	<p>(オ) 品質管理の徹底に資する貯蔵機材等の導入 【業務実績報告書の記述】 —</p>	<p>—</p>
<p>① 甘味資源作物の生産・流通の合理化のための指導の事業 てん菜・さとうきびの生産・流通コストの低減を促進するため、以下の措置を講じる。</p>	<p>◇イ さとうきびにおける、ハーベスター等農業機械の導入、生産法人の育成、優良品種の導入等 (7) 農地集積の支援 【業務実績報告書の記述】 さとうきびの生産拡大を図るため、さとうきび増産プロジェクト基金事業により、事業対象地区の農業協同組合等による農地集積等の活動に資する支援を行った。</p>	<p>a</p>
<p>ア てん菜</p>	<p>事業実施計画上の整備計画数4,955.0aに対し、実績は、4,955.0aであった。</p>	<p>a</p>
<p>(7) 育苗費、ハウス経費及び労働力の削減を図るため、直播栽培の普及割合が大きい北海道南部の集荷区域を中心として、直播栽培の促進に資する農業機械の導入等について支援する。</p>	<p>(イ) 収穫機械等の整備・導入等 【業務実績報告書の記述】 さとうきびの生産拡大を図るため、さとうきび増産プロジェクト基金事業により、事業対象地区の農業協同組合等による収穫機械等の導入を図った。 事業実施計画上の導入数70台に対し、実績は70台であった。</p>	<p>a</p>
<p>(4) 直播栽培の生産の安定化を図るため、湿害対策に資する簡易な作業機械の導入等について支援する。</p>	<p>(ウ) 施肥体系を含めた栽培技術の検討及びその普及 【業務実績報告書の記述】 施肥体系を含めた栽培技術の検討及びその普及を図るため、さとうきび増産プロジェクト基金事業により、事業対象地区の農業協同組合等による検討会の開催についての支援を行った。 事業実施計画上の実施回数3回に対し、実績は、3回であった。</p>	<p>a</p>
<p>イ さとうきび</p>	<p>(エ) 病害虫の防除及び優良種苗の供給等 【業務実績報告書の記述】 さとうきびの単収・品質の向上を図るため、さとうきび増産プロジェクト基金事業により、事業対象地区の農業協同組合等による優良種苗の導入を図った。 事業実施計画上の導入数261,992本に対し、実績は、247,120本であった。</p>	<p>a</p>
<p>(7) さとうきびの生産拡大を図るため、規模拡大志向者等への農地集積の支援及び規模拡大に対応した機械化一貫体系の確立に資するための農業機械の導入等について支援する。</p>	<p>(イ) さとうきびの生産コスト削減を図るため、収穫機械等の整備・導入等を行うとともに、施肥体系を含めた栽培技術の検討及びその普及について支援する。</p>	<p>a</p>
<p>(ウ) さとうきびの単収・品質の向上を図るため、病害虫の防除及び優良種苗の供給等について支援する。</p>	<p>(イ) さとうきびの単収・品質の向上を図るため、病害虫の防除及び優良種苗の供給等について支援する。</p>	<p>a</p>
<p>② 砂糖に対する理解の促進のための事業 消費者に対し、砂糖についての</p>	<p>③ 砂糖に対する理解の促進のための事業 ア オピニオンリーダーの育成等による砂糖に対する理解の促進のための普及・啓発 【業務実績報告書の記述】 オピニオンリーダーの育成等による砂糖に対する消費者の理解の促進を図るため、砂糖消費拡大推進事業により、 ・パンフレットの作成・配布 ・ポスターの作成・配布 ・テレビ特別番組の製作・放映</p>	<p>a</p>

<p>誤解の払拭や砂糖が持つ機能・効用のPR等砂糖に対する正しい情報の提供を図るため、以下の措置について支援する。</p> <p>ア 新聞雑誌等の媒体を活用した情報の提供を行うとともに、オピニオンリーダーの育成等による砂糖に対する理解の促進のための普及・啓発を行う。</p> <p>イ 消費者を対象に「砂糖の効用」及び「砂糖の誤解」等をテーマとしたシンポジウム等を全国の主要都市において、2回以上開催する。</p> <p>ウ 消費者等を対象に砂糖の効用等に対する理解度を測定するためのアンケート調査を行い、理解度を平成15年度と比較して5%以上向上させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビコマーシャルの作成・放映</li> <li>・オピニオンリーダーへの勉強会等の開催</li> <li>・作文及び絵画等の作品コンクールの開催</li> </ul> <p>等の普及・啓発活動の支援を行った。</p> <p>イ 消費者を対象としたシンポジウムの開催（年度計画の回数に対して） 【業務実績報告書の記述】 消費者を対象に「心身の健康と砂糖」などをテーマとしたシンポジウムを開催した。 事業計画上の開催回数3回に対し、実績は3回であった。</p> <p>ウ 砂糖の効用等に対する理解度を測定するためのアンケート調査の実施 【業務実績報告書の記述】 砂糖の効用等に対する理解度を測定するため、アンケート調査を3回（大阪、福岡、東京）シンポジウムに併せて実施した。 なお、同様のアンケートを地方セミナーにおいて8回実施した。</p> <p>エ 理解度の向上 [19年度のみ] 【業務実績報告書の記述】 シンポジウム参加者に対するアンケート調査の結果、砂糖の効用等に対する理解度は77.3% (+11.4ポイント)であった。 [目標値：70.9% (15年度：65.9%) ]</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
--	---	----------------------------

評価項目	達成状況	評価
第2-4 でん粉関係業務	○ でん粉関係業務  <b>【評価結果】</b> 指標の総数：3 評価aの指標数：3×2点＝6点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 6点 (6/6＝100%)	A
<b>【中期計画】</b> (1) でん粉原料用いも交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。  <b>【年度計画】</b> (1) でん粉原料用いも交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	◇① でん粉原料用いも交付金交付業務の迅速化 8業務日以内の交付 <b>【業務実績報告書の記述】</b> でん粉原料用いも交付金については、概算払い請求があった申請受理期9回に対して、交付請求を受理した日から8業務日以内に交付を完了した期は9回であった。 平成19年度のでん粉原料用いも交付金交付件数は85件となった。交付決定要件を満すか否か等、申請書の審査・受理・交付決定を行い、交付決定数量を確定の上、交付金を交付した。	a
<b>【中期計画】</b> (2) 国内産いもでん粉交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。  <b>【年度計画】</b> (2) 国内産いもでん粉交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	◇② 国内産いもでん粉交付金交付業務の迅速化 18業務日以内の交付 <b>【業務実績報告書の記述】</b> 国内産いもでん粉交付金については、交付申請があった申請書受理期11回に対して、交付申請を受理した日から18業務日以内に交付を完了した期は11回であった。 19年度の国内産いもでん粉交付金交付件数は15件となった。交付決定要件を満たすか否か等、申請書の審査・受理・交付決定を行い、交付決定数量を確定の上、交付金を交付した。	a
<b>【中期計画】</b> (3) ホームページ等において、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の20日までに公表する。	◇③ 輸入指定でん粉等の売買実績並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表 翌月の20日までの公表 <b>【業務実績報告書の記述】</b> 輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量のホームページにおける公表については、公表回数5回に対して翌月の20日までに公表した回数は5回であった。	a

<p>【年度計画】</p> <p>(3) ホームページ等において、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の20日までに公表する。</p>	<p>平成19年度の輸入指定でん粉等の売買件数等は752件となった。本部において、売買申込書等の審査・受理・承諾等の業務を行うとともに、売買契約に係る収入（調整金）の一括管理を行った。</p>	
--	--	--

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-5 蚕糸関係業務</p>	<p>○ 蚕糸関係業務</p> <p>【評価結果】  指標の総数：4  評価aの指標数：4×2点＝8点  評価bの指標数：0×1点＝0点  評価cの指標数：0×0点＝0点  合計 8点 (8/8＝100%)</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(1) 生糸の輸入調整</p> <p>① 国産生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に輸入によって保有する生糸の売渡しを行うときには、事務処理の迅速化等により、入札の公告を行った日から13業務日以内に売買契約を締結する。  〔参考〕平成元年度実績：15業務日</p> <p>② ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、輸入生糸の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(1) 生糸の輸入調整</p> <p>① 国産生糸の市場価格の動向と需給状況を日々把握する。  また、国産生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に輸入によって保有する生糸の売渡しを行うときには、入札の公告を行った日から13業務日以内に売買契約を締結する。</p> <p>② ホームページ等において、輸入生糸の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。</p>	<p>(1) 生糸の輸入調整</p> <p>◇① 国産生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合における輸入によって保有する生糸の売渡し</p> <p>ア 13業務日以内の売買契約の締結</p> <p>【業務実績報告書の記述】  国産生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められなかったため、生糸の輸入及び売渡しを実施しなかった。</p> <p>イ 市場価格の動向と需給事情の日々の把握、過去の事例を参考にした業務の手順の点検（業務の手順の点検は15年度のみ）</p> <p>【業務実績報告書の記述】  生糸の輸入及び売渡しに備え、生糸の現物価格及び先物相場並びに市中在庫の日計表を作成し、市場の動向と需給事情を日々把握した。</p> <p>◇② 売買実績に係る情報の公表</p> <p>ア 翌月の20日までの公表</p> <p>【業務実績報告書の記述】  ホームページにおける、輸入生糸の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績の公表については、公表回数12回に対して翌月20日までに公表した回数は12回であった。  なお、平成19年度の輸入生糸の売買は、売買申込書の審査、受理及び売買契約の業務を行った結果、813件の実績となった。</p> <p>イ 集計事務の合理化、進行管理の強化 [15年度のみ]</p> <p>【業務実績報告書の記述】  —</p>	<p>—</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>—</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 蚕糸に係る補助</p> <p>蚕糸に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。  具体的には、繭の品質評価システムの導入によって高品質繭の生産誘導を図るとともに、養蚕文化継承</p>	<p>(2) 蚕糸に係る補助</p> <p>◇① 繭糸の生産・流通の合理化のための事業</p> <p>ア 高品質繭の生産誘導を図るための補給金及び奨励金の交付</p> <p>【業務実績報告書の記述】  高品質繭の生産誘導を図るため、約431トンの繭を対象として、春、初秋、晩秋の各蚕期ごとに、品質に応じた補給金を交付した。また、当該補給金が繭生産農家に支払われたことを事業実施主体の帳簿等により確認した。</p> <p>イ 1～3令までの共同飼育した稚蚕の配蚕</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p>	<p>a</p> <p>a</p>

<p>地域において、共同飼育した稚蚕を養蚕農家へ配蚕することにより、養蚕作業の省力化・効率化を図ることを目的とする繭糸の生産・流通の合理化のための事業を実施する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 蚕糸に係る補助</p> <p>蚕糸に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。</p> <p>繭糸の生産・流通の合理化のための事業</p> <p>高品質繭の生産誘導を図るため、平成19年産の繭代について、繭の品質（解じょ率・選除繭歩合）に応じた補給金を全国の養蚕農家に交付する。</p> <p>また、群馬、福島県等の養蚕文化継承地域における養蚕作業の省力化・効率化を図るため、養蚕農家へ1～3令まで共同飼育した稚蚕の配蚕について支援する。</p>	<p>事業実施計画を承認した18カ所の飼育所すべてで、稚蚕の3令までの共同飼育が行われたことを確認した。</p> <p>◇② 絹織物・絹製品の理解の促進のための事業</p> <p>ア 「日本の絹マーク」のシール、タグを添した絹織物・絹製品の流通数量の増加（年度計画の数値に対して）</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>—</p> <p>イ キャンペーン活動等による普及促進</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p>
---	--	-------------------

評価項目	達成状況	評価
第2-6 情報収集提供業務	○ 情報収集提供業務  <b>【評価結果】</b> 指標の総数：28 評価aの指標数：28×2点＝56点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 56点 (56/56＝100%)	A
<b>【中期計画】</b> — <b>【年度計画】</b> (1) 情報検討委員会の設置と積極的な情報の収集・提供 ① 農畜産業の動向及び関係者、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、専門家、情報利用者、消費者等の参画を得た分野別の情報検討委員会を年1回開催し、19年度の情報収集提供業務の実施状況及び20年度の計画等について検討する。  ② 農畜産業経営の安定、食品安全に係るリスクコミュニケーションの充実に資する観点から、 ア WTO交渉及びFTA/EPA交渉の進展に即した海外駐在事務所等を活用した畜産、野菜、砂糖、でん粉及び蚕糸についての海外情報、 イ 基本計画の実施に資するコスト低減や輸出促進等に係る情報、 ウ 食品安全に係る情報、 エ 食育等、 農畜産業を巡る情勢の変化に応じた内外の重要情報を提供する。	◇ (1) 情報検討委員会の設置と積極的な情報の収集・提供 ① 専門家、情報利用者、消費者等の参画を得た情報検討委員会を分野ごとに年1回開催 <b>【業務実績報告書の記述】</b> 農畜産業の動向、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、専門家、情報利用者、消費者等の参画を得た「情報検討委員会」を畜産、野菜、砂糖、でん粉、蚕糸の各分野ごとに年1回開催し、19年度の情報収集提供業務の実施状況及び20年度の計画等について検討した。 (畜産：3月17日、野菜：2月25日、砂糖：2月22日、でん粉：2月20日、蚕糸：3月18日)  ② 農畜産業を巡る情勢の変化に応じた内外の重要情報を選定するための、定期的な編集会議の開催、編集内容のとりまとめ、これに基づいた内外の重要情報の提供 <b>【業務実績報告書の記述】</b> 農畜産業を巡る情勢の変化に応じた内外の重要情報を選定し、また、関係者のコスト削減、リスク対応力の強化に資する情報提供を行うため、畜産、野菜、砂糖・でん粉・蚕糸の各分野ごとに「編集会議」を四半期ごとに開催し、具体的な編集計画の策定を行った。これに基づいて、国内外の需給・価格情報はもとより、WTO・FTA/EPA交渉、基本計画の実施に資するコスト低減、食品安全等についての情報提供をおこなった。 <b>【特記事項】</b> 外部の者を対象とした調査報告会の開催など幅広い関係者との双方向の情報発信に取り組んだ。 また、当機構が行った情報提供に対して外部機関等の反響や多数の記事引用があった。 ○外部の者を対象とした報告会等の開催(19年4月～20年3月)：14回 ○情報業務への外部からの反響等(19年4月～20年3月) i) 外部からの講演依頼：20件 ii) テレビ、新聞での報道：14件 iii) 面談による個別説明の要請等：22件 iv) 記事等の他誌による引用(畜産)：1,220件	a
<b>【中期計画】</b> (1) 情報精度、利便性の向上 情報の収集に当たっては、情報精度・利便性の向上を図るため、以下の措置を講じる。 ① 畜産物の需給関連数値情報、野菜の生産・流通・消費の動向に関する調査並びに砂糖類、でん粉、絹織物及び絹製品の流通調査の実	◇ (2) 情報精度、利便性の向上 ① 情報検討委員会における、当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討 <b>【業務実績報告書の記述】</b> 畜産物の需給関連数値情報、野菜の生産・流通・消費の動向に関する調査並びに砂糖類、でん粉、絹織物及び絹製品等の流通調査の実施に当たり、情報精度・利便性の向上を図るため、情報検討委員会において、これらの統計データ調査の実績と計画の検討を行った。 ② 専門家を活用した、幅広い分野からの情報収集の実施	a

<p>施に当たっては、情報精度・利便性の向上を図るため、原則として、すべての情報調査において、企画段階で専門家と情報利用者の参画を得る。</p> <p>② 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、でん粉及びその原料作物、繭並びに生糸の生産に貢献する国内の調査、海外における先進的な取り組み事例及び生産・流通・消費の動向等に関する情報収集に当たっては、専門家を活用した、幅広い分野からの情報収集を行う。</p> <p>また、上記調査等に当たっては、必要と認められる調査において情報利用者のニーズに応じた的確な情報提供を行うため、企画段階で専門家及び情報利用者の参画を得る。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 情報精度、利便性の向上</p> <p>情報の収集に当たっては、情報精度・利便性の向上を図るため、以下の措置を講じる。</p> <p>① 畜産物の需給関連数値情報、野菜の生産・流通・消費の動向に関する調査並びに砂糖類、でん粉、絹織物及び絹製品等の流通調査の実施に当たっては、情報精度・利便性の向上を図るため、情報検討委員会において、19年度の実施状況及び20年度の計画について検討する。</p> <p>② 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、でん粉及びその原料作物、繭並びに生糸の生産に貢献する国内の調査、生産・流通・消費の動向及びこれらに関する学術的調査、海外における先進的な取り組み事例に関する情報収集に当たっては、専門家を活用した、幅広い分野からの情報収集を行う。</p> <p>また、情報検討委員会において、専門家を活用した調査等の19年度の実施状況及び20年度の計画について検討する。</p>	<p>ア 専門家を活用した幅広い分野からの情報収集</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、でん粉及びその原料作物、繭並びに生糸の生産に貢献する国内の調査、海外における先進的な取り組み事例及び生産・流通・消費の動向等に関する情報収集に当たり、各分野の専門家を専門調査員として現地に派遣し、調査を行わせるなどして、専門家を活用した幅広い分野からの情報収集を行った。</p> <p>(専門調査員による調査：19回)</p> <p>イ 情報検討委員会における、専門家を活用した調査等の当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>情報精度の向上等のため、情報検討委員会において、専門家を活用した調査等の実績と計画の検討を行った。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 情報提供の効果測定等</p> <p>情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報やその提供方法につい</p>	<p>(3) 情報提供の効果測定等</p> <p>◇① アンケート調査の実施、紙面・ホームページの改善</p> <p>ア アンケート調査の実施</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情</p>	<p>a</p>

<p>て効果測定を実施し、その結果を情報提供に反映させる仕組みを構築し、紙面・ホームページの改善を図る。</p> <p>また、中期目標の期間中の各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で3.7以上となるようにする。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(3) 情報提供の効果測定等</p> <p>① 提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するためのアンケート調査を実施する。</p> <p>また、情報検討委員会におけるアンケート調査結果等の議論を踏まえ、紙面については編集会議で検討し、必要なものについて改善を行う。</p> <p>(ホームページについては、(6)を参照)</p> <p>② (1)、(2)、(4)及び(5)の措置の着実な実施を通じ、情報利用者の満足度が5段階評価で3.7以上となるようにする。</p>	<p>報」、「野菜情報」、「砂糖類情報」、「シルク情報」について、全ての読者にアンケート調査を実施した。(配布5,640件、回収率49.6%)</p> <p>イ アンケート調査結果を踏まえた、必要なものについての紙面・ホームページの改善</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>アンケート調査の整理・分析及び情報検討委員会での検討を行うとともに、次のとおり、紙面の改善等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「畜産の情報(国内編)」について、畜産物の需給情報の見方等について分かりやすく解説する「需給解説」のコーナーを新設。(畜産)</li> <li>・「今月の野菜」について、野菜の栄養・機能性等の記述に重点を置くなど、より消費者にアピールできる紙面にリニューアル。また、記事を全ページカラー化。(野菜)</li> <li>・情報誌の表紙デザインをよりカラフルに一新。(野菜、砂糖(注:畜産は20年4月から))</li> <li>・HPのうち各情報部門別のトップページについて、提供情報の内容が一目で分かるよう簡単な説明を加える、情報のカテゴリーを見やすくするなどのレイアウトの改善を実施。(畜産、野菜、砂糖)</li> <li>・日々の粗糖NY相場及シカゴとうもろこし相場の情報提供を開始。(国際情報ウォッチ)</li> <li>・中国農業部発表の毎月の需給関連情報等を職員が翻訳・整理し日本語で提供する「中国情報」のコーナーを新設。(国際情報ウォッチ)</li> </ul> <p>② 情報利用者の満足度を5段階評価で3.7以上とする。</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>畜産、野菜、砂糖及び蚕糸の各情報の満足度の集計結果の平均は、中期目標の目標値3.7以上に対し4.2であった。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 情報の迅速かつ機動的な提供</p> <p>情報の提供は、迅速に行うこととし、事務処理体制の整備等により、情報の種類に応じ以下に掲げる期間内に公表を行う。</p> <p>また、国から事業・施策の推進に必要な緊急の問い合わせ、調査依頼があった場合は、機動的に情報提供を行う。</p> <p>ア 畜産関係</p> <p>a 需給関連数値情報及び需給に影響を及ぼす事象情報</p> <p>(a) 週報: 情報収集の翌週</p> <p>(b) 月報: 情報収集の翌月</p> <p>(c) ホームページ: 月報と同時又は情報収集の翌週</p> <p>b 国内調査等</p> <p>国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。</p> <p>c 海外の主要国の畜産関係政策変更等</p> <p>海外主要国の調査結果等に分</p>	<p>◇ (4) 情報の迅速かつ機動的な提供</p> <p>① 進行管理システムの整備 [15年度のみ]</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>—</p> <p>② 国からの緊急な問い合わせや調査依頼があった場合の機動的な対応</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>国からの緊急な問い合わせ(103件)に対し、資料を送付するなど迅速に対応した。</p> <p>海外情報に係る問い合わせについては、海外駐在員事務所も活用し、機動的に対応した。</p> <p>③ 畜産関係に係る情報の期間内の公表</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>提供件数1,952件に対し期間内に公表した件数は1,952件であった。</p> <p>海外情報の収集提供に当たり、現地の事情に精通した海外駐在員事務所を活用し、本部と一体的に業務を実施した。</p> <p>④ 野菜関係に係る情報の期間内の公表</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>提供件数557件に対し期間内に公表した件数は557件であった。</p> <p>⑤ 砂糖関係に係る情報の期間内の公表</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>提供件数389件に対し期間内に公表した件数は389件であった。</p>	<p>—</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>

<p>析・解説等を加え、3ヶ月以内に提供。</p> <p>イ 野菜関係</p> <p>a 卸売市場の市況情報（日別・旬別）：情報収集の翌日</p> <p>b 気象情報：情報収集の翌日</p> <p>c 貿易情報（月別）：情報収集の翌日</p> <p>d 消費情報（月別）：情報収集の翌日</p> <p>e 国内、海外調査結果等：情報収集の翌々月。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。</p> <p>ウ 砂糖関係</p> <p>a 統計情報及び需給に影響を及ぼす事象情報</p> <p>(a) 月報：情報収集の翌月</p> <p>(b) ホームページ：月報と同時又は情報収集の翌週</p> <p>b 国内調査等</p> <p>国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。</p> <p>c 海外調査等</p> <p>海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内に提供。</p> <p>エ でん粉関係</p> <p>a 統計情報及び需給に影響を及ぼす事象情報</p> <p>(a) 月報：情報収集の翌月</p> <p>(b) ホームページ：月報と同時又は情報収集の翌週</p> <p>b 国内調査等</p> <p>国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。</p> <p>c 海外調査等</p> <p>海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内に提供。</p> <p>オ 蚕糸関係</p> <p>a 統計情報及び需給に影響を及ぼす事象情報</p> <p>(a) 月報：情報収集の翌月</p> <p>(b) ホームページ：月報と同時又は情報収集の翌週</p> <p>b 国内・海外調査等</p> <p>国内・海外調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。</p>	<p>砂糖類情報の収集提供に当たり、地域に密着した地方事務所を活用し、本部と一体的に業務を実施した。</p> <p>⑥ でん粉関係に係る情報の期間内の公表</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>提供件数91件に対し期間内に公表した件数は91件であった。</p> <p>でん粉情報の収集提供に当たり、地域に密着した地方事務所を活用し、本部と一体的に業務を実施した。</p> <p>⑦ 蚕糸関係に係る情報の期間内の公表</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>提供件数304件に対し期間内に公表した件数は304件であった。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
---	--	-------------------

ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。

【年度計画】

(4) 情報の迅速かつ機動的な提供

情報の提供は、進行管理システムに基づき迅速に行うこととし、情報の種類に応じ以下に掲げる期間内に公表を行う。

また、国から事業・施策の推進に必要な緊急の問い合わせや調査依頼があった場合は、機動的に情報提供を行うとともに、必要に応じ組織体制を検討する。

ア 畜産関係

a 需給関連数値情報及び需給に影響を及ぼす事象情報

- (a) 週報：情報収集の翌週
- (b) 月報：情報収集の翌月
- (c) ホームページ：月報と同時又は情報収集の翌週

b 国内調査等

国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。

c 海外の主要国の畜産関係政策変更等

海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内。

イ 野菜関係

a 需給関連数値情報及び需給に影響を及ぼす事象情報

- (a) 月報：情報収集の翌月
- (b) ホームページ：月報と同時又は情報収集の翌週
- (c) 卸売市場の市況情報（日別・旬別）：情報の収集日の翌日
- (d) 気象情報：情報収集の翌日
- (e) 貿易情報：情報収集の翌日
- (f) 消費情報：情報収集の翌日

b 国内・海外調査等

国内、海外調査等：情報収集の翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。

ウ 砂糖関係

a 統計情報及び需給に影響を及ぼす事象情報

- (a) 月報：情報収集の翌月
- (b) ホームページ：月報と同時又は情報収集の翌週

<p>b 国内調査等 国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。</p> <p>c 海外調査等 海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内。</p> <p>エ でん粉関係</p> <p>a 統計情報及び需給に影響を及ぼす事象情報 (a) 月報：情報収集の翌月 (b) ホームページ：月報と同時又は情報収集の翌週</p> <p>b 国内調査等 国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。</p> <p>c 海外調査等 海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内。</p> <p>オ 蚕糸関係</p> <p>a 統計情報及び需給に影響を及ぼす事象情報 (a) 月報：情報収集の翌月 (b) ホームページ：月報と同時又は情報収集の翌週</p> <p>b 国内・海外調査等 国内・海外調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。</p>		
<p>【中期計画】</p> <p>(4) 消費者への情報提供 消費者への情報の提供については、消費者の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。</p> <p>① 企画段階からの消費者・有識者等の参加を促進し、食の安全・安心関連情報等消費者の関心の高い情報を積極的に提供する。</p> <p>② ホームページのご意見・ご要望コーナーの活用及び消費者との意見交換会等を通じた双方向、同時的な情報や意見の交換により、消費者等の理解の促進を図る。</p> <p>【年度計画】</p>	<p>◇ (5) 消費者への情報提供</p> <p>① 消費者ニーズを把握するためのアンケート調査の実施 【業務実績報告書の記述】 消費者の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報提供を行うためアンケート調査において消費者コーナーのコンテンツ評価及び新たな情報提供の希望を取り、消費者が要望する情報を把握した。</p> <p>② 消費者・有識者等の参加を得た情報検討委員会を活用した消費者ニーズや分かりやすさ等の向上の方策の検討 【業務実績報告書の記述】 消費者の関心が高い情報を分かりやすく提供するため、アンケート調査結果を踏まえ、情報検討委員会（でん粉2/20、砂糖2/22、野菜2/25、畜産3/17）において消費者の情報ニーズや分かりやすさの向上方策等についての検討を行った。</p> <p>③ ホームページの「消費者コーナー」等を通じた情報提供への反映 【業務実績報告書の記述】 前年度の情報検討委員会の意見等を踏まえ、ホームページの消費者コーナーに</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>

<p>(5) 消費者への情報提供 消費者への情報の提供については、消費者の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。</p> <p>① 18年度のアンケート調査結果を踏まえ、関心度の強い項目について消費者ニーズの把握に努める。</p> <p>② 食品安全に係るリスクコミュニケーション、食育、牛肉等のトレーサビリティ、食品の健康に果たす役割、食品表示、バイオテクノロジー、環境問題、食の安全・安心等消費者の関心の高い情報について、消費者・有識者等の参加を得た各分野の情報検討委員会を活用して、消費者の情報ニーズや分かりやすい情報提供の方策等について検討を行う。</p> <p>③ ホームページの「消費者コーナー」の充実を図る。</p> <p>④ メディア関係者との意見交換会、消費者代表との意見交換会（4回以上）を通じた双方向、同時的な情報や意見の交換により、消費者等の理解の促進を図る。</p> <p>⑤ 消費者等を対象に、食と農をめぐる諸課題、食育、食の安全・安心等をテーマとしたフォーラムの開催を通じた双方向、同時的な情報や意見の交換により、消費者等の理解の促進を図る。</p> <p>⑥ フォーラムや消費者代表との意見交換会の結果をホームページに掲載し、ホームページのご意見・ご要望コーナーの活用を通じた双方向、同時的な情報や意見の交換により、消費者等の理解の促進を図る。</p> <p>⑦ 関係機関が開催する農産物フェア等に機構も参加し、一般消費者に直接食育情報等を提供する。 また、展示用パネル等を貸し出すことにより、関係機関の普及啓発活動を支援する。</p>	<p>繭糸が生産される過程を説明したページへのリンクを設定し充実を図った。</p> <p>④ メディア関係者との意見交換会の開催 【業務実績報告書の記述】 双方向、同時的な情報や意見の交換の一環として、消費者等の理解の促進を図る観点から、消費者に情報発信しているメディア関係者との意見交換会を2回（テーマ：牛乳・乳製品、食料品の値上がりと世界の穀物事情）開催した。</p> <p>⑤ 消費者代表と関係者との意見交換会の開催（15年度は「4回以上」に対して、16年度以降は年度計画に対して） 【業務実績報告書の記述】 双方向、同時的な情報や意見の交換の一環として、消費者等の理解の促進を図る観点から、消費者代表と関係者との意見交換会を畜産、野菜、砂糖、蚕糸の各部門で生産地等において4回開催した。</p> <p>⑥ フォーラム等の実施 【業務実績報告書の記述】 双方向、同時的な情報や意見の交換の場としてのフォーラムを2回（大阪市、名古屋市）開催し、食に関する情報等、消費者の関心の高い情報の積極的な提供を行った。</p> <p>⑦ ご意見・ご要望コーナーの活用のための措置 【業務実績報告書の記述】 フォーラムや消費者代表との意見交換会の概要を取りまとめてホームページに掲載した。</p> <p>⑧ フォーラム等の実施（再掲） 【業務実績報告書の記述】 内閣府の要請により、「第2回食育推進全国大会」（19年6月9～10日：福井県越前市）に出展し、消費者等に農畜産物の正しい知識の啓発を図る観点から、食肉、牛乳・乳製品、野菜及び砂糖についてパネル展示等を行った。 また、地方農政局等が食に関する情報提供を行うに当たり、機構が所有するパネルを貸し出した。</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
<p>【中期計画】 (5) ホームページの活用等 ホームページの活用等による国民に対する情報提供の充実を図るため、次の措置を講じることにより、ホームページの年間アクセス件数が、140万件以上となるようにする。</p>	<p>◇ (6) ホームページの活用等 ① ホームページのアクセス件数を140万件（15年度は70万件）以上とする。 【業務実績報告書の記述】 19年度のアクセス件数は519万4千件で、年度計画の目標値（140万件）の達成率は371%であった。 （ ホームページへのアクセス件数は、519.4万件と、前年度の433.6万件から19.8%増加しているが、アンケート結果や情報検討委員会での検討結果を踏ま</p>	<p>a</p>

<p>【参考】平成14年度実績：140万件（農畜産業振興事業団と野菜供給安定基金の合計。平成14年度はBSEの発生に伴い、アクセス件数が通常より多くなっている。）</p> <p>① ホームページの活用状況を的確に把握するシステムを平成15年度末までに開発する。</p> <p>② 業務紹介等広報の質の向上を図るため、ホームページ・パンフレット等のアンケート調査等を実施し、その結果を広報に反映させる仕組みを構築する。</p> <p>③ 機構業務の紹介、消費者の要望する情報について、月2回以上ホームページの掲載情報の更新を行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(6) ホームページの活用等</p> <p>① ホームページの19年度のアクセス件数が、140万件以上となるようにする。</p> <p>② 上記の目的を達成するため、以下の措置を講じる。</p> <p>ア 15年度に導入したホームページの活用状況を把握するシステムにより、その活用状況の集計・分析を行い、ホームページのアクセス数の向上に反映させる。</p> <p>イ 業務紹介等広報の質の向上を図るため、ホームページ、業務紹介のパンフレットについてアンケート調査を実施するとともに、情報検討委員会等を活用して、これらについての意見を聴取する。</p> <p>ウ 18年度アンケート調査結果及び情報検討委員会の意見等を基に広報推進委員会で検討し、必要に応じてその結果をホームページに反映させる。</p> <p>エ 広報推進委員会を開催し、機構業務の紹介、消費者の要望する情報（特に、「消費者コーナー」）について、月2回以上ホームページの掲載情報の更新を確実に行う。</p>	<p>え、掲載項目の見直しや消費者向けコンテンツの充実を図ったこと等が、アクセス件数の増加につながったものと考えられる。</p> <p>② 上記の目的を達成するための措置</p> <p>ア ホームページの活用状況を的確に把握するシステムの開発 [15年度のみ] 【業務実績報告書の記述】</p> <p>—</p> <p>イ ホームページの活用状況の集計・分析 [16年度以降の指標] 【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成19年度の広報推進委員会において、ホームページのアクセス件数の集計・分析結果について報告した。</p> <p>ウ ホームページ、業務紹介のパンフレットについてのアンケート調査の実施 【業務実績報告書の記述】</p> <p>広報の質の向上を図るため、広報推進委員会においてアンケートの実施方法を検討し、消費者を対象にホームページ、業務紹介パンフレットに関するアンケート調査を実施した。</p> <p>エ 情報検討委員会等での広報の質の向上を図るための意見の聴取 【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、情報検討委員会（でん粉2/20、砂糖2/22、野菜2/25、畜産3/17）において、ホームページやパンフレットのアンケートの調査結果、ホームページにおける情報提供等を提示し、意見を聴取した。</p> <p>オ 広報推進委員会で検討し、必要に応じてその結果を反映する。 【業務実績報告書の記述】</p> <p>アンケート調査結果や情報検討委員会の検討結果等を踏まえ、広報推進委員会において検討し、以下のホームページの改善措置を講じた。</p> <p>i) 消費者コーナーのレイアウトをリニューアルした。</p> <p>ii) 野菜のコーナーにベジフルセブン（青果物健康推進委員会）のリンクを貼った。</p> <p>iii) 野菜のコーナーに「野菜の『もったいない』を出さないために」を掲載した。</p> <p>iv) 畜産のコーナーに「牛乳パックの「切欠き」は何のため？」を掲載した。</p> <p>v) 消費者コーナーにおける平易な用語の書き換えと用語の統一を行った。</p> <p>vi) ホームページ閲覧ソフトを拡充した。</p> <p>vii) 2階層目以下のページに組織・業務等の案内を含むトップページへのリンク掲載に努めた。</p> <p>viii) BSEコーナーに「機構が行うBSE関連対策」を掲載した。</p> <p>ix) でん粉制度の開始に伴い、トップページ及び消費者コーナーに「でん粉」のコンテンツを掲載した。</p> <p>x) 新たな業務紹介パンフレット作成し掲載した。</p> <p>xi) 分野別に「専門用語の解説」のコンテンツを設置した。</p> <p>カ 機構業務の紹介、消費者の要望する情報（特に「消費者コーナー」）について、月2回以上の掲載情報の更新 【業務実績報告書の記述】</p> <p>消費者の関心の高い情報を積極的に提供するため、ホームページの掲載情報について「月2回以上」を上回る更新を行った。</p>	<p>—</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
---	--	--

<p><b>【中期計画】</b></p> <p>(6) 照会事項に対する対応等          独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、マニュアルを作成し迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌営業日以内に対応する。</p> <p><b>【年度計画】</b></p> <p>(7) 照会事項に対する対応等          独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、15年度に作成したマニュアルに基づき、原則として翌営業日以内に対応する。</p>	<p>◇(7) 照会事項に対する対応等</p> <p>① 照会対応マニュアルの作成 [15年度のみ]  <b>【業務実績報告書の記述】</b>          —</p> <p>② 情報提供した事項に関する照会については、原則として翌営業日以内に対応する。  <b>【業務実績報告書の記述】</b>          照会件数235件のうち、翌営業日以内の回答数は235件であった。</p>	<p>—</p> <p>a</p>
--	--	-------------------

評価項目	達成状況	評価
第3-1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み(支出の削減についての具体的方針及び実績等)	○ 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み (支出の削減についての具体的方針及び実績等)  【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点 (2/2=100%)	A
【中期計画】 － 【年度計画】 －	○① 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み (支出の削減についての具体的方針及び実績等)  【業務実績報告書の記述】 事業費（BSE関連の補助事業等を除く。）については、平成14年度（同）の58%に抑制した。 一般管理費（退職手当を除く。）については、給与構造の見直しの実施による人件費の削減、随意契約の見直し等による、物件費の抑制に努め、平成14年度比で20%抑制した。	a

評価項目	達成状況	評価
第3-2 法人運営における資金の配分状況 (人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等)	○ 法人運営における資金の配分状況 (人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等)  【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点 (2/2=100%)	A
【中期計画】 － 【年度計画】 －	○② 法人運営における資金の配分状況 (人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等)  【業務実績報告書の記述】 年度計画に基づき、年度当初に各担当理事に所掌業務に係る予算の配賦を行った。飼料費の高騰に伴う畜産経営の改善を図るため、畜産経営生産向上リース事業及び家畜飼料特別支援資金融通事業の予算に対応するため、20年3月に予算配賦の見直しを行った。（20年度前倒し事業179億円）	a

評価項目	達成状況	評価
第3-3 余裕金の効率的な運用状況 (余裕金の性格からみた資金の運用形態、資金管理)	○ 余裕金の効率的な運用状況 (余裕金の性格からみた資金の運用形態、資金管理)  【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝0点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点 (2/2=100%)	A

<p>【中期計画】 — 【年度計画】 —</p>	<p>○③ 余裕金の効率的な運用状況 (余裕金の性格からみた資金の運用形態、資金管理) 【業務実績報告書の記述】 「資金管理運用基準」に基づき、安全性に十分留意しつつ、以下の通り効率的な運用を行った。 i) 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、原課からの支払い計画による余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施した。 ii) 資本金、事業資金の一部等については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。 【参考】 (破産更生債権等の管理状況等) 旧農畜産業振興事業団が実施していた債務保証業務に係る破産更生債権等については、機構法附則第7条に基づき、機構発足時に2乳業者について破産更生債権等(2.9億円)を承継し同額の貸倒引当金を計上したところであるが、うち1者は19年度に連帯保証人の破産により債権回収が不可能となったことから求償権の償却(0.9億円)を行った。また1者については再生債権の弁済計画に基づき求償権の回収に努めている。 なお、債務保証業務については、平成15年10月の独立行政法人化とともに廃止し、新たな債務保証は行っていない。 (関連法人等に対する出資) 関連法人等に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第8条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。当該出資は、i)と畜業務、又は生乳の需給不均衡を解消するという公共的な性格を有する業務について地方公共団体及び関係農業団体の出資と一体となっ て行われたもの、ii)畜産物の生産、流通の合理化を図る政策目的に即して民法第34条の規定により設立されたものに対して行われたものであり、地元資本の出資を誘引することを目的としていたため一方的に出資を引き上げるのは妥当ではないこと、各法人等は現在も出資目的に従って業務を着実に実施していること等から、引き続き出資等を行うことが必要である。 なお、平成15年10月に独立行政法人化されて以降、新たな出資は行っていない。 (関連法人等への出資業務は独立行政法人化された際に廃止しており、今後、新たな出資を行なうことはないが、既出資分については、上記のとおり引き続き出資等の維持を行うことが必要である。) (関連法人との契約の状況) 関連会社(21社)及び関連公益法人等(6財団)と当機構の間には契約に係る取引はない。</p>	a
--------------------------------------	--	---

評価項目	達成状況	評価
<p>第4-1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金</p>	<p>○ 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：0×2点＝0点</p>	—

	<p>評価bの指標数：0×1点＝0点          評価cの指標数：0×0点＝0点          合計 0点 (0/0＝100%)</p>	
<p>【中期計画】          運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。</p> <p>【年度計画】          運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。</p>	<p>○ 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金【業務実績報告書の記述】          借入を行わなかった。</p>	—

評価項目	達成状況	評価
<p>第4-2          国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の不足となる場合における短期借入金</p>	<p>○ 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の不足となる場合における短期借入金</p> <p>【評価結果】          指標の総数：1          評価aの指標数：1×2点＝2点          評価bの指標数：0×1点＝0点          評価cの指標数：0×0点＝0点          合計 2点 (2/2＝100%)</p>	A
<p>【中期計画】          国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度650億円とする。</p> <p>【年度計画】          国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、650億円とする。</p>	<p>○ 国内産糖価格調整事業の国内産糖交付金の支払資金の不足となる場合における短期借入金</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>i) 期中における短期借入金は限度額の範囲内であった。</p> <p>ii) 期中における交付金支払額51,885百万円に充てるため、また期首の借入金残高32,865百万円を償還するための財源として、調整金収入60,612百万円のほか交付金支払い時の不足額28,925百万円について借入が生じた。借入金総額61,790百万円のうち、38,222百万円については調整金収入等により償還し、償還することができない23,568百万円について借換を行った。</p> <p>iii) 砂糖勘定において損失が発生するのは、調整金収支が原則として、10月1日～翌年9月末日の期間(砂糖年度)に均衡する仕組みになっていることによるものであり、機構の事業年度末(3月)で収支を捉えると交付金が調整金収入を上回ることとなるためである。</p> <p>iv) 砂糖勘定における短期借入金の金利については、入札を実施した結果、19年度通算では0.714%の借入利率となった。(短期プライムレート：1.875%)</p> <p>【参考】          (砂糖勘定の繰越欠損金)          繰越欠損金は、国内産糖価格調整事業を運営した結果として発生した調整金収支差である。          平成19年度においては、調整金等収入521億円、調整金等支出447億円で73億円の当期利益が生じたことから、これを前年度からの繰越欠損金の減額に充てた結果19年度末における繰越欠損金は426億円となった。</p>	a

--	--	--

評価項目	達成状況	評価
第4-3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金	○ でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金  <b>【評価結果】</b> 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点 (2/2=100%)	A
<b>【中期計画】</b> でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度120億円とする。  <b>【年度計画】</b> でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120億円とする。	○ でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金  <b>【業務実績報告書の記述】</b> i) 期中における短期借入金は限度額の範囲内であった。 ii) 期中における交付金支払額6,274百万円に充てるため、調整金収入5,628百万円のほか交付金支払い時の不足額3,146百万円について借入が生じた。借入額3,146百万円のうち、2,418百万円については調整金収入等により償還し、償還することができない728百万円について借換を行った。 iii) でん粉勘定における短期借入金の金利については、入札を実施した結果、19年度通算では0.706%の借入利率となった。(短期プライムレート：1.875%)	a

評価項目	達成状況	評価
第4-4 生糸売買事業における短期借入金	○ 生糸売買事業における短期借入金  <b>【評価結果】</b> 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点 (2/2=100%)	A
<b>【中期計画】</b> 生糸売買事業において、短期借入金の借入をしていることができる限度額は、単年度151億円とする。  <b>【年度計画】</b> 生糸売買事業において、短期借入金の借入をしていることができる限度額は151億円とする。	○ 生糸売買事業における短期借入金  <b>【業務実績報告書の記述】</b> i) 期中における短期借入金は限度額の範囲内であった。 ii) 期首の借入金残高5,911百万円に対し、国からの損失補てん交付金998百万円のうち借入利息を除き953百万円を一部償還した。 iii) また、一部償還後の借入金残高4,958百万円について、有価証券で運用していた政府出資金を途中売却し全額償還した。 iv) 生糸勘定における短期借入金の金利については、入札により借入金融機関を決定し、19年度通算では0.847%の借入利率となった。  <b>【参考】</b> (生糸勘定の繰越欠損金) 繰越欠損金は、機構発足時の在庫生糸の評価替えにより発生したものであり、	a

在庫生系については平成16年度までに全量を売却したことから、平成19年度においては新たな借入は発生していない。

平成19年度においては、損失補てん交付金等による11億円の当期利益が生じたことから、これを前年度からの繰越欠損金の減額に充てた結果19年度末における繰越欠損金は46億円となった。

なお、短期借入金を出資金相当額を原資として19年度末に全額償還した。

評価項目	達成状況	評価
<p>第5 剰余金の使途 剰余金による成果(剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果)</p>	<p>○ 剰余金による成果 (剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果) 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：0×2点＝0点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 0点 (0/0=100%)</p>	—
<p>【中期計画】 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。  【年度計画】 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。</p>	<p>剰余金による成果 (剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果) 【業務実績報告書の記述】 該当なし 【参考】 (利益剰余金の発生要因等) 各勘定の利益剰余金(当期総利益)の発生要因等は次のとおりであるが、当該利益剰余金は、独立行政法人会計基準等に定められている目的積立金として申請することができる基準である「国からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であり、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること」等に該当しないことから、目的積立金を申請していない。 ○砂糖勘定における当期利益73億円は、調整金等の収支差によるものであり、同勘定においては調整金の収支差に起因する繰越欠損金を有していることから当期利益によりこれを減額している。 ○生糸勘定における当期利益11億円は、国からの交付金によるものであり法令等により繰越欠損金に充てることとされていることから、これにより同勘定の繰越欠損金を減額している。 ○補給金等勘定における当期利益18億円は、乳製品の売買益と加工原料乳生産者補給金への充当額との差額によるものであり、当期利益は法令により畜産勘定への繰入等使途が定められていることから目的積立金とすることはできない。 ○債務保証勘定における当期利益5百万円は、政府出資金の運用益や求償権の回収による収入と業務経費の収支差であり、当該利益の発生は、国からの補助金等に起因するものであることから目的積立金とすることはできない。 ○畜産勘定における当期利益2.9億円及び肉用子牛勘定における当期利益0.2億円は、中期計画最終年度の運営費交付金債務の収益化によるものであり、当該利益の発生は、国からの補助金等に起因するものであることから目的積立金とすることはできない。</p>	—

評価項目	達成状況	評価
第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—
【中期計画】 予定なし	【参考】 (重要な財産の譲渡について) 機構が所有する十条台宿舎のうち道路として使用している土地の一部(5.78㎡)について北区役所から譲渡の申請があり、業務運営上支障は生じないこと、地方公共団体の区道拡張に協力することは公共の利益に沿うこと等から譲渡した。 機構が所有する職員宿舎については、平成19年度の利用率が88%となっている。	—
【年度計画】 予定なし		

評価項目	達成状況	評価
第7-1 施設及び設備に関する計画	○ 施設及び設備に関する計画	—
【中期計画】 予定なし	○ 1 施設及び設備に関する計画 【業務実績報告書の記述】 なし	—
【年度計画】 予定なし		

評価項目	達成状況	評価
第7-2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	○ 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。) 【評価結果】 指標の総数: 8 評価aの指標数: 8×2点= 16点 評価bの指標数: 0×1点= 0点 評価cの指標数: 0×0点= 0点 合計 16点(16/16=100%)	A
【中期計画】 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質・量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、職員の部門間の交流等により、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備する。	○ 2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。) ◇(1) 職員の人事に関する方針 (指標=職員の適正な配置、部門間の交流等) 【業務実績報告書の記述】 各部門の業務実績を毎月把握した。 また、砂糖・でん粉に係る制度改正に適切に対応するため、本部組織を見直すとともに、鹿児島事務所を設置し、5事務所及び3出張所を廃止した。こうした組織変更に対応した職員の適正な配置を行った。 また、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備するため、人事異動において、21名の部門間交流を実施した。	a
【年度計画】 (1) 方針		

<p>業務運営の効率化に努め、業務の質・量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。</p> <p>また、職員の部門間の交流等により、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備する。</p>		
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 人事に関する指標</p> <p>期末の常勤職員数を期初の95.6%とする。</p> <p>(参考1)</p> <p>期初の常勤職員 227人 期末の常勤職員の見込み 217人</p> <p>(参考2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み 10,576百万円</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 人事に関する指標</p> <p>期末の常勤職員数を期初の98.6%とする。</p> <p>(参考1)</p> <p>期初の常勤職員 220人 期末の常勤職員の見込み 217人</p> <p>(参考2)</p> <p>人件費総額見込み 2,213百万円</p>	<p>◇(2) 人事に関する指標 (指標＝常勤職員数、人件費総額)</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>期末の常勤職員数については計画どおり217人であった。</p> <p>人件費の削減について、具体的な目標を設定し、平成17年12月から実施している計画的・段階的な給与水準の引下げを行う「給与構造の見直し」や平成19年度からの新たな人事管理制度を着実に遂行すること等により、人件費総額は見込みの2,213百万円に対して、2,085百万円と抑制した。</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 業務運営能力等の向上</p> <p>職員の事務処理能力の向上を図るため、以下の研修等を定期的かつ計画的に実施するとともに、業務の専門化・高度化に対応し、職員の部門間の交流等により、補助業務、情報収集提供業務等の類似業務を効果的に実施する。</p> <p>ア 生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術の向上を図るための研修及び企業会計、情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得を図るための研修及び流通・小売段階での研修及び広報・情報技術の研修等を行うとともに、職員と消費者との対話等を行う。</p> <p>イ オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)等を通じ、専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習を行うとともに、自己研鑽しやすい環境を整備する。</p> <p>ウ 有識者による講演会、有識者と</p>	<p>◇(3) 業務運営能力等の向上</p> <p>① 業務運営能力向上プログラムの策定 [15年度のみ]</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>—</p> <p>② 生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術、企業会計及び情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>中堅若手職員の意識改革を進めるため、</p> <p>i) ハケ岳農畜産業研修を1回(19.9.3~7、3名、長野県)計画どおり実施するとともに、生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術の習得を図るため、</p> <p>ii) 酪農研修を1回(19.10.29~11.1、3名、山形県)</p> <p>iii) 食肉研修を1回(19.11.27~28、4名、群馬県)実施した。</p> <p>また、情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得を図るため、「ウィンドウズサーバ運用実践研修等」(19.11.29~30、1名、富士通ラーニングメディア、19.12.10~12、1名、NECラーニング)に職員を派遣した。</p> <p>③ 流通・小売段階での研修のための準備 [15年度のみ]</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>—</p> <p>④ 流通・小売段階での研修、広報・情報提供技術の研修、職員と消費者の対話等</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p>	— a — a

<p>の意見交換（改革フォーラム）を計画的に開催する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(3) 業務運営能力等の向上</p> <p>① 職員の事務処理能力の向上を図るため、15年度に策定した「業務運営能力開発向上基本計画」に基づき、同計画に即して研修等を実施する。</p> <p>② 機構の適正な業務運営の確保に必要な中堅若手職員の意識改革を進めるための研修を行うとともに、生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術及び企業会計、情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得を図るための研修を合計3回行う。</p> <p>③ 流通・小売段階での研修を行うとともに、消費者等に機構の業務を分かりやすく情報提供するための広報専門家による講習会やインストラクターによる研修等を合計4回行う。</p> <p>④ オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)等を通じ、専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習を円滑に行うための研修を合計4回行うとともに、自己研鑽をしやすい環境を整備する。</p> <p>⑤ 会計事務職員の専門的資質の向上を図るための研修を合計3回行う。</p> <p>⑥ 有識者による講演会、有識者との意見交換会等(改革フォーラム)を19年度中に4回以上開催する。</p>	<p>流通小売段階での研修を1回(20.3.11~12、3名、(社)日本フードサービス協会・(株)リンガーハット富士小山工場)、広報研修を1回(20.2.7~8、1名、(社)日本広報協会)、情報収集と分析研修(11.6、1名、戦略経営協会)及びプレゼンテーション研修(11.20、1名、富士通IT・O・E)をそれぞれ1回実施した。</p> <p>⑤ オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)等を通じた専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習のための研修</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を通じた専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習を行うため、OJT向上研修として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「砂糖・でん粉の新制度に係る事務手続き等について」(19.4.11)、</li> <li>・「独立行政法人制度及び独立行政法人会計基準」(19.9.14)、</li> <li>・「谷亮子は井上康生に勝てるか(我が国の食料供給を巡るCDE包囲網)」(19.12.18)、</li> <li>・「遺伝子組換えについて」(20.3.4)</li> </ul> <p>について、機構役職員を講師とし、実体験を通じた内容について質疑応答を含めた講義を合計4回行った。</p> <p>⑥ 自己研鑽をしやすい環境の整備</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>自己研鑽をし易い環境を整備するため、自主的研修制度を継続した。</p> <p>⑦ 会計事務職員の専門的資質の向上を図るための研修</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>会計事務職員の専門的資源の向上を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 財務省会計研修(19.10.3~11.6、2名、財務省会計センター)</li> <li>ii) 予算編成支援システム研修(10.16、1名、財務省会計センター)</li> <li>iii) 消費税中央セミナー(11.22、3名、全国関税会総連合会)</li> </ul> <p>の合計3回の研修に職員を派遣した。</p> <p>⑧ 有識者による講演会、有識者との意見交換会等(改革フォーラム)の開催</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>機構の業務運営に必要な役職員の意識改革を進め、資質・能力の向上を図るため、「平成18年度食料・農業・農村白書について」、「企業におけるコスト管理と製品の安全・安心の確保について」、「農業と地球環境」及び「国民の理解を得るための広報活動-農林水産省での取り組みから-」をテーマとして、改革フォーラムを4回開催した。</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
---	---	-------------------------------------

# 評価指標一覧

## ◎第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### ○1 事業費の削減・効率化

(事業費総額で、当該年度に計画した削減目標と実績との対比)

削減目標は、平成14年度(BSE関連の補助事業を除く。)事業費に対して、

平成19年度=10%×4.5/4.5

(平成19年度の指標は、削減数値が確実に達成されたか否かを判断するため、達成度合いは、aが100%以上、bが70%以上100%未満、cが70%未満とする。)

削減度合いの算出に当たっては、BSE関連の補助事業及び経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急の事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合に対応した事業を除く。

### ○2 業務運営の効率化による経費の抑制

(縮減方策の具体化等を取りまとめた効率化推進方針の内容と、同方針を実施した結果との対比)

#### ◇(1) 経費の抑制

##### ① 当該年度に計画した具体的な削減額と実績との対比

a: 達成度合いは、90%以上であった

b: 達成度合いは、50%以上90%未満であった

c: 達成度合いは、50%未満であった

##### ② 定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し

a: 取り組みは十分であった

b: 取り組みはやや不十分であった

c: 取り組みは不十分であった

##### ③ 電子化による事務処理の合理化

a: 取り組みは十分であった

b: 取り組みはやや不十分であった

c: 取り組みは不十分であった

##### ④ 業務の適切な進行管理

a: 取り組みは十分であった

b: 取り組みはやや不十分であった

c: 取り組みは不十分であった

#### ◇(2) 人件費の削減

##### ① 当該年度に計画した具体的な削減額と実績との対比

a: 達成度合いは、100%以上であった

b: 達成度合いは、70%以上100%未満であった

c: 達成度合いは、70%未満であった

##### ② 給与構造の見直しの推進

a: 取り組みは十分であった

b: 取り組みはやや不十分であった

c: 取り組みは不十分であった

### ○3 業務執行の改善

#### ◇(1) 業務全体の点検・評価

##### ① 内部評価部門の整備、第三者機関の設置 [15年度のみ]

a: 設置した

c: 設置しなかった

##### ② 四半期ごとの点検・分析を通じた業務運営の的確な進行管理

分母を四半期ごとの年4回とし、分子を業務運営の進行管理を実施した回数とする。

a: 達成度合いは、100%以上であった

b: 達成度合いは、50%以上100%未満であった

c: 達成度合いは、50%未満であった

##### ③ 第三者機関による点検・評価のための、各四半期終了後を目途にした業務の進行状況の自己評価

分母を四半期ごとを目途にした年4回とし、分子を自己評価を実施した回数とする。

a: 達成度合いは、100%以上であった

b: 達成度合いは、50%以上100%未満であった

c: 達成度合いは、50%未満であった

##### ④ 第三者機関による業務の点検・評価の実施 [16年度以降の指標]

a: 取り組みは十分であった

b: 取り組みはやや不十分であった

c: 取り組みは不十分であった

##### ⑤ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映 [16年度以降の指標]

a: 必要がなかった又は十分であった

b: 必要はあったが、やや不十分であった

c: 必要はあったが、不十分であった

#### ◇(2) 補助事業の審査・評価

##### ① 業務執行規程の整備 [15年度のみ]

a: 整備した

c : 整備しなかった

② 第三者機関の設置 [15年度のみ]

a : 整備した

c : 整備しなかった

③ 進行管理の的確な実施

a : 取り組みは十分であった

b : 取り組みはやや不十分であった

c : 取り組みは不十分であった

④ 事業の達成状況等の自己評価 [16年度以降の指標]

a : 取り組みは十分であった

b : 取り組みはやや不十分であった

c : 取り組みは不十分であった

⑤ 第三者機関による事業の審査・評価 [16年度以降の指標]

a : 取り組みは十分であった

b : 取り組みはやや不十分であった

c : 取り組みは不十分であった

⑥ 必要に応じた業務の見直し [16年度以降の指標]

a : 必要がなかった又は十分であった

b : 必要はあったが、やや不十分であった

c : 必要はあったが、不十分であった

◇(3) 内部監査体制の充実・強化

① 業務運営を監査する体制の充実・強化、内部監査マニュアルの作成 [15年度のみ]

a : 実施した

c : 実施しなかった

② 内部監査マニュアルに基づく内部監査の実施

分母を内部監査年度計画（15年度は内部監査実施計画）における対象業務の数とし、分子を内部監査を実施した業務の数とする。

a : 達成度合は、100%以上であった

b : 達成度合は、50%以上100%未満であった

c : 達成度合は、50%未満であった

◇(4) 新たな会計システムの検討又は整備

a : 取り組みは十分であった

b : 取り組みはやや不十分であった

c : 取り組みは不十分であった

○4 業務運営能力等の向上

◇(1) 職員の事務処理能力の向上を図る

① 業務運営能力向上プログラムの策定 [15年度のみ]

a : 策定した

c : 策定しなかった

② 生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術、企業会計及び情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得（15年度は「2回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して）

a : 達成度合は、100%以上であった

b : 達成度合は、50%以上100%未満であった

c : 達成度合は、50%未満であった

③ 流通・小売段階での研修のための準備 [15年度のみ]

a : 準備した

c : 準備しなかった

④ 流通・小売段階での研修、広報・情報提供技術の研修、職員と消費者の対話等

（15年度は「2回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して）

a : 達成度合は、100%以上であった

b : 達成度合は、50%以上100%未満であった

c : 達成度合は、50%未満であった

⑤ オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）等を通じた専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習のための研修（15年度は「4回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して）

a : 達成度合は、100%以上であった

b : 達成度合は、50%以上100%未満であった

c : 達成度合は、50%未満であった

⑥ 自己研鑽をしやすい環境の整備

a : 取り組みは十分であった

b : 取り組みはやや不十分であった

c : 取り組みは不十分であった

⑦ 会計事務職員の専門的資質の向上を図るための研修

（15年度は「2回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して）

a : 達成度合は、100%以上であった

b : 達成度合は、50%以上100%未満であった

c : 達成度合は、50%未満であった

◇(2) 国民の信頼の確保等

① 行動憲章の策定 [15年度のみ]

- a : 策定した
- c : 策定しなかった
- ② 行動憲章の役員への浸透のための規範意識研修会の適宜実施
  - a : 取り組みは十分であった
  - b : 取り組みはやや不十分であった
  - c : 取り組みは不十分であった
- ③ 有識者による講演会、有識者との意見交換会等（改革フォーラム）の開催（年度計画の回数に対して）
  - a : 達成度合は、100%以上であった
  - b : 達成度合は、70%以上100%未満であった
  - c : 達成度合は、70%未満であった
- ④ トップの意識改革と役員間、部門間の意思疎通の推進
  - ア トップの意識改革、役員・職員間、部門間の意思疎通の推進
    - a : 取り組みは十分であった
    - b : 取り組みはやや不十分であった
    - c : 取り組みは不十分であった
  - イ 職員からの業務改善策の提案の募集
    - a : 取り組みは十分であった
    - b : 取り組みはやや不十分であった
    - c : 取り組みは不十分であった

○5 機能的で効率的な組織体制の整備

- ◇(1) 本部事務所の統合、総務・経理の共通管理部門の統合 [15年度のみ]
  - a : 実施した
  - c : 実施しなかった
- ◇(2) 総務・経理部門及び企画調整部門と業務実施部門との責任と役割分担の明確化 [15年度のみ]
  - a : 実施した
  - c : 実施しなかった
- ◇(3) スタッフ制の拡充、PTの設置等
  - a : 取り組みは十分であった
  - b : 取り組みはやや不十分であった
  - c : 取り組みは不十分であった
- ◇(4) 職員の部門間の交流の実施
  - a : 取り組みは十分であった
  - b : 取り組みはやや不十分であった
  - c : 取り組みは不十分であった
- ◇(5) 緊急事態に対応した指針の準備 [15年度のみ]
  - a : 準備した
  - c : 準備しなかった
- ◇(6) 緊急事態が発生した場合等の機動的な組織体制の整備、人員配置の見直し
  - a : 必要がなかった又は十分であった
  - b : 必要はあったが、やや不十分であった
  - c : 必要はあったが、不十分であった
- ◇(7) 効率的な業務運営及び機動的な組織運営を確保するための幹部会等の定期的な開催
  - a : 取り組みは十分であった
  - b : 取り組みはやや不十分であった
  - c : 取り組みは不十分であった

○6 補助事業の効率化等

- ◇(1) 費用対効果の評価手法の導入
  - ① 費用対効果の評価手法が開発されている事業において、事後評価結果を事業に反映させる仕組みの検討又は構築 [16年度までの指標]
    - a : 取り組みは十分であった
    - b : 取り組みはやや不十分であった
    - c : 取り組みは不十分であった
  - ② 費用対効果の評価手法が開発されていない事業において、事業の効果を適切に評価できる手法の開発又は導入 (15年度は開発計画の策定)
    - a : 取り組みは十分であった
    - b : 取り組みはやや不十分であった
    - c : 取り組みは不十分であった
- ◇(2) 補助事業の実施等に係る業務執行規程の策定 [15年度のみ]
  - a : 策定した
  - c : 策定しなかった
- ◇(3) 業務執行規程等に基づく措置
  - ① 業務執行規程等の基準に基づいた事業の審査
    - a : 取り組みは十分であった
    - b : 取り組みはやや不十分であった
    - c : 取り組みは不十分であった
  - ② 事業説明会、巡回指導等の実施
    - 分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は巡回指導を行

った事業数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

③ 事業の進行管理システムの構築

(16年度以降はシステムに基づいた進行管理の実施)

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

④ ホームページ等での事業内容等の公表、事業採択後補助先の公表、各事業の終了時期を補助事業実施要綱等に明記し公表

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

⑤ 事務処理手続きの迅速化

分母を受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子を10業務日以内で行った要領、実施計画及び交付申請の合計件数とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る事業については対象件数から除外する。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

⑥ 施設整備に係る事業については、以下の措置を講じる。

ア 事業実施主体との協議

分母を事業実施計画の整備件数とし、分子を事業実施計画承認申請前に協議（書面を含む）を行った整備件数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

イ 効用が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析等の評価基準を満たしているものの採択

- a : 効用が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析等の評価基準を満たしているものを採択した
- c : 要件を満たしているもの以外を採択した

ウ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施

- a : 必要がなかった又は十分であった
- b : 必要はあったが、やや不十分であった
- c : 必要はあったが、不十分であった

エ 設置後3年目までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施

- a : 必要がなかった又は十分であった
- b : 必要はあったが、やや不十分であった
- c : 必要はあったが、不十分であった

オ 設置後3年を経過した年に行う事後評価

効用が費用を上回る件数の全件数割合を90%以上とする。[17年度以降の指標]

- a : 達成度合は、100%以上であった
- b : 達成度合は、70%以上100%未満であった
- c : 達成度合は、70%未満であった

◎第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○1 畜産関係業務

◇(1) 指定食肉の売買

① 30業務日以内の買入れ又は売渡しの実施

分母を指定食肉の買入れ又は売渡しの実施回数とし、分子を当該買入れ又は売渡しを決定した日から30業務日以内に買入れ又は売渡しを実施した回数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

(実施した年度のみ評価を行う)

② 指定食肉の需給動向の把握、業務の手順の点検（業務手順の点検は15年度のみ）

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

◇(2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助

① 14業務日以内の調整保管の開始

分母を国が保管計画の認定を行った回数とし、分子を当該保管計画の認定日から14業務日以内に調整保管を開始した回数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

(実施した年度のみ評価を行う)

② 畜産物の需給動向の把握、業務の手順の点検（業務手順の点検は15年度のみ）

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった

c : 取り組みは不十分であった

◇(3) 畜産に係る補助

① 学校給食用牛乳供給事業

◇ア 学校給食供給目標の供給日数に係る達成率の向上

(7) 学校給食供給目標に係る達成率

供給日数に係る達成率を、分母を小中学校の供給目標日数とし、分子を総供給実績数量を総供給人員で除して得た実績供給日数（1人1日当たり1本供給）とし、90%以上とする。

a : 達成度合は、100%以上であった

b : 達成度合は、70%以上100%未満であった

c : 達成度合は、70%未満であった

(4) 牛乳に関する普及啓発等の推進

分母を副読本、クリアファイルの配布等による普及啓発を計画した事業実施主体数とし、分子はこれを実施した事業実施主体数とする。

a : 達成度合は、90%以上であった

b : 達成度合は、50%以上90%未満であった

c : 達成度合は、50%未満であった

◇イ 品質管理技術等に関する研修会等の実施

分母を、学校給食用牛乳供給事業実施要綱に定める第3の1の学校給食用牛乳の合理化の計画承認をした各都道府県事業実施主体数とし、分子を実績のあった当該事業実施主体数とする。

a : 達成度合は、90%以上であった

b : 達成度合は、50%以上90%未満であった

c : 達成度合は、50%未満であった

② 主要な畜産物の流通の合理化のための処理、保管等の事業

◇ア 衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備

(15年度は工事の進行状況等の把握 a : 実施した c : 実施しなかった)

分母を乳業施設の整備計画の採択件数とし、分子を乳業施設の整備件数とする。

a : 達成度合は、90%以上であった

b : 達成度合は、50%以上90%未満であった

c : 達成度合は、50%未満であった

◇イ 衛生・環境関連の施設整備計画の優先的な採択

a : 取り組みは十分であった

b : 取り組みはやや不十分であった

c : 取り組みは不十分であった

◇ウ 畜産物に係る知識等の普及度の向上

(7) 普及啓発の実施

分母を事業実施主体のイベント等の催事の普及啓発の計画件数の合計とし、分子を実施件数の合計とする。

a : 達成度合は、90%以上であった

b : 達成度合は、50%以上90%未満であった

c : 達成度合は、50%未満であった

(4) アンケート調査の実施

a : 取り組みは十分であった

b : 取り組みはやや不十分であった

c : 取り組みは不十分であった

(4) 普及度の向上 [19年度のみ]

畜産物に関する知識等の普及度を15年度のアンケート結果の普及度に対して、5ポイント以上向上させる。

a : 達成度合は、100%以上であった

b : 達成度合は、70%以上100%未満であった

c : 達成度合は、70%未満であった

③ 畜産の経営又は技術の指導等の事業

◇ア 肉用牛肥育経営安定事業に係る所要（当面の必要額）の基金造成

a : 取り組みは十分であった

b : 取り組みはやや不十分であった

c : 取り組みは不十分であった

◇イ 家畜排せつ物管理の適正化及び利用の促進

(7) リース事業による整備の進捗状況の把握に基づく所要（当面の必要額）の基金造成等による機械施設の整備の推進

a : 取り組みは十分であった

b : 取り組みはやや不十分であった

c : 取り組みは不十分であった

(4) 民間団体等による指導の推進

a : 取り組みは十分であった

b : 取り組みはやや不十分であった

c : 取り組みは不十分であった

◇ウ 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減のための生産性の高い草地への転換

分母を事業実施計画上の飼料作物の生産の振興等に係る助成面積（件数）とし、分子を事業実績上の助成面積（件数）とする。

a : 達成度合は、90%以上であった

b : 達成度合は、50%以上90%未満であった

c : 達成度合は、50%未満であった

◇エ ゆとりある畜産経営の実現

(7) 効率的な飼料生産受託システムの確立

分母を事業実施計画上の飼料収穫作業、堆肥散布作業、耕起等作業等の各作業毎の実施件数とし、分子を事業実績上の各作業毎の実施件数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

(4) ヘルパー制度の利用拡大

分母を事業実施計画上のヘルパー制度の利用拡大のための研修及び表彰等の実施回数とし、分子を事業実績上の研修及び表彰の実施回数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

◇オ 養豚農家等の衛生水準の向上のための指導等の実施

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

◇カ 長期低利の借換資金の融通等に係る指導等の実施

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

◇④ 肉用牛の生産の合理化のための事業

ア 生産性の向上のための実証調査等

分母を事業実施計画上の実施件数とし、分子を事業実績上の実施件数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

イ 肉用牛ヘルパーの普及定着に向けた現地調査の実施〔15年度のみ〕

- a : 実施した
- c : 実施しなかった

ウ 畜産新技術の実用化等を図るための現地調査の実施

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

⑤ その他畜産の振興に資するための事業

◇ア 知識の普及、安全性のPR、トレーサビリティ・システムの確立

(7) 知識の普及、安全性のPR

分母を事業実施計画上のシンポジウムの開催等の件数とし、分子を事業実績上の実施件数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

(4) 牛肉のトレーサビリティ・システムの確立のための支援

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

◇イ 生産者に対する運転資金の融通等、BSE発生農家等への支援

(7) 生産者、卸売業者、小売業者等に対する運転資金の融通、債務保証等の指導

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

(4) BSE患者の発生に伴う、生産農家等への支援

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

◇ウ 安全な肉骨粉の供給体制の整備等

(7) 畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するための現地調査の実施

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

(4) 死亡牛の適切な検査・処理の推進〔15,16年度のみ〕

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

◇エ 口蹄疫等悪性伝染病発生時等における畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等の実施

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

(実施した年度のみ評価を行う)

(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付

◇① 交付業務の迅速化

ア 18業務日以内の交付

分母を支払請求件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

イ 迅速な書類審査体制の構築及び経理部との連携の強化、指定生乳生産者団体に対する指導  
(迅速な書類審査体制の構築及び経理部との連携の強化は15年度のみ)

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

◇② 受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表

ア 10業務日以内の公表

分母を公表回数とし、分子を10業務日以内に公表した回数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

イ 都道府県及び指定生乳生産者団体との連携

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

ウ ホームページにおける公表様式の検討、作成 [15年度のみ]

- a : 実施した
- c : 実施しなかった

(5) 指定乳製品等の輸入・売買

◇① 価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合の指定乳製品等の輸入及び売渡し

ア 農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）の売渡しの実施  
分母を農林水産大臣の輸入承認に係る輸入の実施回数とし、分子を当該輸入に係る乳製品を50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に売渡入札に付した回数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

(実施した年度のみ評価を行う)

イ 指定商社に対する説明・指導

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

ウ 指定倉庫に対する説明・指導

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

◇② 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入手当て

分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。

(15年度は通知を受けた数量から上期に輸入手当てした数量を除いた数量)

- a : 達成度合は、100%以上であった
- b : 達成度合は、70%以上100%未満であった
- c : 達成度合は、70%未満であった

◇③ 国が指示する方針による、指定乳製品の的確な売り渡し等

ア 指定乳製品等の的確な売り渡し

分母を国が指定する方針による売渡計画の数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。

- a : 達成度合は、100%以上であった
- b : 達成度合は、70%以上100%未満であった
- c : 達成度合は、70%未満であった

(売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。)

イ 需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

◇④ 売買実績に係る情報の公表

ア 翌月の20日までの公表

分母を公表回数とし、分子を翌月20日までに公表した回数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

イ 事務処理体制の整備、公表様式の検討、作成 [15年度のみ]

- a : 実施した
- c : 実施しなかった

(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付

◇① 交付業務の迅速化

ア 28業務日以内の交付

分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数と生産者積立助成金を交付した回数の合計回数とし、分子をそれぞれの交付金等を28業務日以内に交付を完了した回数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

イ 事務処理体制の整備、指定協会に対する指導  
(事務処理体制の整備は15年度のみ)

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

ウ 国の家畜個体識別システムとの連携システムの開発、対応可能な指定協会への導入、これに係る研修の実施  
(連携システムの開発は15年度のみ)

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

◇② 交付状況に係る情報の公表

ア 10業務日以内の公表

分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を10業務日以内に公表を行った回数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

イ 生産者補給金交付通知書(葉書)活用方策についての検討、活用(活用方策の検討は15年度のみ)

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

○2 野菜関係業務

◇(1) 交付申請を受理した日から12業務日以内の交付

① 仕組み・手順の確立 [15年度のみ]

- a : 確立した
- c : 確立しなかった

② 仕組み・手順の確立後における12業務日以内の交付

分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち12業務日以内に交付した件数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

③ 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について全国会議等での指導及び現地指導の実施 [16年度以降の指標]

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

◇(2) 交付申請を受理した日から40業務日以内の交付

① 仕組み・手順の確立 [15年度のみ]

- a : 確立した
- c : 確立しなかった

② 仕組み・手順の確立後における40業務日以内の交付

分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち40業務日以内に交付した件数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

③ 申請様式の簡素化の検討及び必要に応じた簡素化の実施 [15年度のみ]

- a : 簡素化した又は簡素化の必要がなかった
- c : 必要はあったが、簡素化を行わなかった

④ 登録出荷団体等に対する申請書類の整備等に係る研修会の開催

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

⑤ 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について全国会議等での指導及び現地指導の実施 [16年度以降の指標]

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

◇(3) 公表項目、公表様式の検討、作成 [15年度のみ]

- a : 実施した
- c : 実施しなかった

◇(4) 交付予約数量等のホームページ、広報誌等による公表 [16年度以降の指標]

野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量については、登録出荷団体等からの申込期限到来後速やかに（指定野菜価格安定対策事業にあっては、4月、6月、7月及び9月。契約指定野菜安定供給事業にあっては、4月から7月まで及び9月から翌年1月まで。）、交付実績については、毎月、ホームページ及び広報誌により公表する。

分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。

- a：達成度合は、90%以上であった
- b：達成度合は、50%以上90%未満であった
- c：達成度合は、50%未満であった

### ○3 砂糖関係業務

#### (1) 砂糖の価格調整

##### ◇① 甘味資源作物交付金の交付業務の迅速化 8業務日以内の交付

分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。

- a：達成度合は、90%以上であった
- b：達成度合は、50%以上90%未満であった
- c：達成度合は、50%未満であった

##### ◇② 国内産糖交付金の交付業務の迅速化

###### ア 18業務日以内の交付

分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しや糖、沖縄県産甘しや糖の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。

- a：達成度合は、90%以上であった
- b：達成度合は、50%以上90%未満であった
- c：達成度合は、50%未満であった

###### イ 進行管理の強化、事務手続きの見直し [15年度のみ]

- a：実施した
- c：実施しなかった

##### ◇③ 輸入指定糖・異性化糖等の売買実績並びに甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付決定数量の公表

###### ア 翌月の20日までの公表

分母を公表回数とし、分子を翌月20日までに公表した回数とする。

- a：達成度合は、90%以上であった
- b：達成度合は、50%以上90%未満であった
- c：達成度合は、50%未満であった

###### イ 集計事務の合理化、報告期限の見直し、進行管理の強化 [15年度のみ]

- a：実施した
- c：実施しなかった

#### (2) 砂糖に係る補助

##### ① 砂糖の生産・流通の合理化のための事業

###### ◇ア てん菜糖企業における、集荷製造流通コストの低減に向けた環境・省エネ設備の整備・導入等

(7) 中間受入場の集約等の原料集荷に係る輸送コスト及び受入作業コストの縮減に資する設備の整備・導入等  
分母を製造等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

- a：達成度合は、90%以上であった
- b：達成度合は、50%以上90%未満であった
- c：達成度合は、50%未満であった

###### (4) てん菜糖の製造経費の縮減に資する設備の整備・導入等

分母を製造等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

- a：達成度合は、90%以上であった
- b：達成度合は、50%以上90%未満であった
- c：達成度合は、50%未満であった

###### (7) ライムケーキ及び余剰汚泥等の減量化・再資源化に資する農業機械等の導入

分母を機械等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

- a：達成度合は、90%以上であった
- b：達成度合は、50%以上90%未満であった
- c：達成度合は、50%未満であった

###### (I) 省エネルギー化に資する設備の整備・導入等

分母を製造等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

- a：達成度合は、90%以上であった
- b：達成度合は、50%以上90%未満であった
- c：達成度合は、50%未満であった

###### ◇イ 甘しや糖企業における、集荷製造コスト低減に向けた管理部門のシステム化等

(7) 甘しや糖の製造経費の縮減に資する設備の整備・導入等

分母を製造等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

- a：達成度合は、90%以上であった
- b：達成度合は、50%以上90%未満であった
- c：達成度合は、50%未満であった

###### (4) 省エネルギー化に資する設備の整備・導入等

分母を製造等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

- a：達成度合は、90%以上であった

b : 達成度合は、50%以上90%未満であった

c : 達成度合は、50%未満であった

◇ウ 製造設備の廃棄等、製造部門の合理化の促進等

分母を精製糖企業合理化促進計画数とし、分子をその実績数とする。

a : 達成度合は、90%以上であった

b : 達成度合は、50%以上90%未満であった

c : 達成度合は、50%未満であった

② 甘味資源作物の生産・流通の合理化のための指導の事業

◇ア てん菜における、直播栽培用の農業機械の導入、優良品種の導入、集出荷の合理化等の実施

(7) 直播栽培の促進に資する農業機械の導入等

分母を農業機械の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

a : 達成度合は、90%以上であった

b : 達成度合は、50%以上90%未満であった

c : 達成度合は、50%未満であった

(4) 湿害対策に資する簡易な作業機械の導入等

分母を作業機械の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

a : 達成度合は、90%以上であった

b : 達成度合は、50%以上90%未満であった

c : 達成度合は、50%未満であった

(4) 海外から導入した耐病性遺伝資源の増殖及び早期育成の促進

分母を増殖のための事業計画上の母根生産量とし、分子を事業実施上の母根生産量とする。

a : 達成度合は、90%以上であった

b : 達成度合は、50%以上90%未満であった

c : 達成度合は、50%未満であった

(4) 播種作業等の省力化のための農業機械等の開発

分母を機械の事業計画上の開発数とし、分子を事業実施上の開発数とする。

a : 達成度合は、90%以上であった

b : 達成度合は、50%以上90%未満であった

c : 達成度合は、50%未満であった

(4) 品質管理の徹底に資する貯蔵機材等の導入

分母を貯蔵器材等の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

a : 達成度合は、90%以上であった

b : 達成度合は、50%以上90%未満であった

c : 達成度合は、50%未満であった

◇イ さとうきびにおける、ハーベスター等農業機械の導入、生産法人の育成、優良品種の導入等

(7) 農地集積の支援

分母を事業計画上の農地集積面積及び小規模荒廃地農地再整備面積とし、分子を事業実績上の農地集積面積及び小規模荒廃地農地再整備面積とする。

a : 達成度合は、90%以上であった

b : 達成度合は、50%以上90%未満であった

c : 達成度合は、50%未満であった

(4) 収穫機械等の整備・導入等

分母を収穫機械等の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

a : 達成度合は、90%以上であった

b : 達成度合は、50%以上90%未満であった

c : 達成度合は、50%未満であった

(4) 施肥体系を含めた栽培技術の検討及びその普及

分母を検討会の事業計画上の実施数とし、分子を事業実績上の実施数とする。

a : 達成度合は、90%以上であった

b : 達成度合は、50%以上90%未満であった

c : 達成度合は、50%未満であった

(4) 病害虫の防除及び優良種苗の供給等

分母を病害虫の防除資材及び優良種苗の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

a : 達成度合は、90%以上であった

b : 達成度合は、50%以上90%未満であった

c : 達成度合は、50%未満であった

◇③ 砂糖に対する理解の促進のための事業

ア オピニオンリーダーの育成等による砂糖に対する理解の促進のための普及・啓発

a : 取り組みは十分であった

b : 取り組みはやや不十分であった

c : 取り組みは不十分であった

イ 消費者を対象としたシンポジウムの開催（年度計画の回数に対して）

a : 達成度合は、100%以上であった

b : 達成度合は、70%以上100%未満であった

c : 達成度合は、70%未満であった

ウ 砂糖の効用等に対する理解度を測定するためのアンケート調査の実施

a : 取り組みは十分であった

b : 取り組みはやや不十分であった

c : 取り組みは不十分であった

エ 理解度の向上 [19年度のみ]

砂糖の効用等に対する理解度を15年度の結果に対して5ポイント以上向上させる。

- a : 達成度合は、100%以上であった
- b : 達成度合は、70%以上100%未満であった
- c : 達成度合は、70%未満であった

○4 でん粉関係業務

◇① でん粉原料用いも交付金交付業務の迅速化

8業務日以内の交付

分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

◇② 国内産いもでん粉交付金交付業務の迅速化

18業務日以内の交付

分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

◇③ 輸入指定でん粉等の売買実績並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表

翌月の20日までの公表

分母を公表回数とし、分子を翌月20日までに公表した回数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

○5 蚕糸関係業務

(1) 生糸の輸入調整

◇① 国産生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合における輸入によって保有する生糸の売渡

ア 13業務日以内の売買契約の締結

分母を売渡し入札における落札者数とし、分子を13業務日以内に売買契約を締結した者の数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

(実施した年度のみ評価を行う)

イ 市場価格の動向と需給事情の日々の把握、過去の事例を参考にした業務の手順の点検 (業務の手順の点検は15年度のみ)

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

◇② 売買実績に係る情報の公表

ア 翌月の20日までの公表

分母を公表回数とし、分子を翌月20日までに公表した回数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

イ 集計事務の合理化、進行管理の強化 [15年度のみ]

- a : 実施した
- c : 実施しなかった

(2) 蚕糸に係る補助

◇① 繭糸の生産・流通の合理化のための事業

ア 高品質繭の生産誘導を図るための補給金及び奨励金の交付

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

イ 1～3令までの共同飼育した稚蚕の配蚕

分母を事業計画上の3令まで共同飼育する飼育所数とし、分子を事業実績上の3令まで共同飼育した飼育所数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

◇② 絹織物・絹製品の理解の促進のための事業

ア 「日本の絹マーク」のシール、タグを添した絹織物・絹製品の流通数量の増加 (年度計画の数値に対して)

- a : 達成度合は、100%以上であった
- b : 達成度合は、70%以上100%未満であった

- c : 達成度合は、70%未満であった
- イ キャンペーン活動等による普及促進  
分母をキャンペーン活動等の事業実施計画上の実施件数とし、分子を実績上の実施件数とする。
- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

○6 情報収集提供業務

◇(1) 情報検討委員会の設置と積極的な情報の収集・提供

① 専門家、情報利用者、消費者等の参画を得た情報検討委員会を分野ごとに年1回開催  
(15年度は各分野1回の合計回数に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して)

- a : 達成度合は、100%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上100%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

② 農畜産業を巡る情勢の変化に応じた内外の重要情報を選定するための、定期的な編集会議の開催、編集内容のとりまとめ、これに基づいた内外の重要情報の提供

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

◇(2) 情報精度、利便性の向上

① 情報検討委員会における、当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

② 専門家を活用した、幅広い分野からの情報収集の実施

ア 専門家を活用した幅広い分野からの情報収集

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

イ 情報検討委員会における、専門家を活用した調査等の当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

(3) 情報提供の効果測定等

◇① アンケート調査の実施、紙面・ホームページの改善

ア アンケート調査の実施

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

イ アンケート調査結果を踏まえた、必要なものについての紙面・ホームページの改善

- a : 必要がなかった又は十分であった
- b : 必要はあったが、やや不十分であった
- c : 必要はあったが、不十分であった

◇② 情報利用者の満足度を5段階評価で3.7以上とする。

分母を5段階評価の3.7とし、分子を畜産、野菜、砂糖、蚕糸の各情報誌のアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。

- a : 達成度合は、100%以上であった
- b : 達成度合は、70%以上100%未満であった
- c : 達成度合は、70%未満であった

◇(4) 情報の迅速かつ機動的な提供

① 進行管理システムの整備 [15年度のみ]

- a : 整備した
- c : 整備しなかった

② 国からの緊急な問い合わせや調査依頼があった場合の機動的な対応

- a : 必要がなかった又は十分であった
- b : 必要はあったが、やや不十分であった
- c : 必要はあったが、不十分であった

③ 畜産関係に係る情報の期間内の公表

分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

④ 野菜関係に係る情報の期間内の公表

分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

⑤ 砂糖関係に係る情報の期間内の公表

分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

⑥ でん粉関係に係る情報の期間内の公表

分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

⑦ 蚕糸関係に係る情報の期間内の公表

分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。

- a : 達成度合は、90%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

◇(5) 消費者への情報提供

① 消費者ニーズを把握するためのアンケート調査の実施

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

② 消費者・有識者等の参加を得た情報検討委員会を活用した消費者ニーズや分かりやすさ等の向上の方策の検討

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

③ ホームページの「消費者コーナー」等を通じた情報提供への反映

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

④ メディア関係者との意見交換会の開催

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

⑤ 消費者代表と関係者との意見交換会の開催（15年度は「4回以上」に対して、16年度以降は年度計画に対して）

- a : 達成度合は、100%以上であった
- b : 達成度合は、70%以上100%未満であった
- c : 達成度合は、70%未満であった

⑥ フォーラム等の実施

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

⑦ ご意見・ご要望コーナーの活用のための措置

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

⑧ フォーラム等の実施（再掲）

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

◇(6) ホームページの活用等

① ホームページのアクセス件数を140万件（15年度は70万件）以上とする。

- a : 達成度合は、100%以上であった
- b : 達成度合は、70%以上100%未満であった
- c : 達成度合は、70%未満であった

② 上記の目的を達成するための措置

ア ホームページの活用状況を的確に把握するシステムの開発 [15年度のみ]

- a : 開発した
- c : 開発しなかった

イ ホームページの活用状況の集計・分析 [16年度以降の指標]

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

ウ ホームページ、業務紹介のパンフレットについてのアンケート調査の実施

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

エ 情報検討委員会等での広報の質の向上を図るための意見の聴取

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

オ 広報推進委員会で検討し、必要に応じてその結果を反映する。

- a : 必要がなかった又は十分であった

b : 必要はあったが、やや不十分であった

c : 必要はあったが、不十分であった

カ 機構業務の紹介、消費者の要望する情報（特に「消費者コーナー」）について、月2回以上の掲載情報の更新

a : 達成度合は、100%以上であった

b : 達成度合は、70%以上100%未満であった

c : 達成度合は、70%未満であった

◇(7) 照会事項に対する対応等

① 照会対応マニュアルの作成 [15年度のみ]

a : 作成した

c : 作成しなかった

② 情報提供した事項に関する照会については、原則として翌業務日以内に対応する。

a : 達成度合は、90%以上であった

b : 達成度合は、50%以上90%未満であった

c : 達成度合は、50%未満であった

◎第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

○1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み（支出の削減についての具体的方針及び実績等）

a : 取り組みは十分であった

b : 取り組みはやや不十分であった

c : 取り組みは不十分であった

なお、本指標の評価にあつては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。

○2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）

a : 効果的な資金の配分は十分であった

b : 効果的な資金の配分はやや不十分であった

c : 効果的な資金の配分は不十分であった

経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急的事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合には、資金の配分を見直し、見直し後の資金の配分に基づき評価する。

○3 余裕金の効率的な運用状況（余裕金の性格からみた資金の運用形態、資金管理）

a : 取り組みは十分であった

b : 取り組みはやや不十分であった

c : 取り組みは不十分であった

この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響を受けることについて配慮する。

◎第4 短期借入金の限度額

短期借入金の借入に至った理由等

（当該年度に係る短期借入金について、借入に至った理由、使途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み。借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。）

○1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金

a : 借入に至った理由等は適切であった

b : 借入に至った理由等はやや不適切であった

c : 借入に至った理由等是不適切であった

○2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金

a : 借入に至った理由等は適切であった

b : 借入に至った理由等はやや不適切であった

c : 借入に至った理由等是不適切であった

○3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金

a : 借入に至った理由等は適切であった

b : 借入に至った理由等はやや不適切であった

c : 借入に至った理由等是不適切であった

○4 生糸売買事業における短期借入金

a : 借入に至った理由等は適切であった

b : 借入に至った理由等はやや不適切であった

c : 借入に至った理由等是不適切であった

◎第5 剰余金の使途

剰余金による成果

(剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果)

- a : 得られた成果は十分であった
- b : 得られた成果はやや不十分であった
- c : 得られた成果は不十分であった

当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。

(中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。)

◎第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

—

◎第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

○1 施設及び設備に関する計画

—

○2 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)

◇(1) 職員の人事に関する方針

(指標＝職員の適正な配置、部門間の交流等)

- a : 方針どおり順調に実施された
- b : 概ね方針どおり順調に実施された
- c : 方針どおりに実施できなかった

◇(2) 人事に関する指標

(指標＝常勤職員数、人件費総額)

- a : 計画どおり順調に実施された
- b : 概ね計画どおり順調に実施された
- c : 計画どおりに実施できなかった

(各年度の年度計画において規定されている具体的な目標に基づき、達成度を評価する)

◇(3) 業務運営能力等の向上

① 業務運営能力向上プログラムの策定 [15年度のみ]

- a : 策定した
- c : 策定しなかった

② 生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術、企業会計及び情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得

(15年度は「2回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して)

- a : 達成度合は、100%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上100%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

③ 流通・小売段階での研修のための準備 [15年度のみ]

- a : 準備した
- c : 準備しなかった

④ 流通・小売段階での研修、広報・情報提供技術の研修、職員と消費者の対話等

(15年度は「2回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して)

- a : 達成度合は、100%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上100%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

⑤ オン・ザ・ジョブ・トレーニング (OJT) 等を通じた専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習のための研修

(15年度は「4回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して)

- a : 達成度合は、100%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上100%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

⑥ 自己研鑽をしやすい環境の整備

- a : 取り組みは十分であった
- b : 取り組みはやや不十分であった
- c : 取り組みは不十分であった

⑦ 会計事務職員の専門的資質の向上を図るための研修

(15年度は「2回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して)

- a : 達成度合は、100%以上であった
- b : 達成度合は、50%以上100%未満であった
- c : 達成度合は、50%未満であった

⑧ 有識者による講演会、有識者との意見交換会等 (改革フォーラム) の開催 (年度計画の回数に対して)

- a : 達成度合は、100%以上であった
- b : 達成度合は、70%以上100%未満であった
- c : 達成度合は、70%未満であった

注 : ◎大項目、○中項目、◇小項目 (複数の指標として設定されたものを含む)